

第1次

弟子屈町環境基本計画

(本 編)

弟 子 屈 町

目 次

第1章 計画の概要

- | | |
|------------|---|
| 1. 計画策定の背景 | 1 |
| 2. 計画の役割 | 1 |

第2章 弟子屈町の概要

- | | |
|---------------|---|
| 1. 自然概況 | 2 |
| 2. 人口概況 | 4 |
| 3. エネルギー概況 | 5 |
| 4. 二酸化炭素の排出概況 | 6 |
| 5. 町のシンボル等 | 8 |

第3章 基本方針

- | | |
|---------------|----|
| 1. 弟子屈町環境基本条例 | 10 |
| 2. 計画策定の視点 | 11 |
| 3. 計画の対象 | 12 |
| 4. 計画期間 | 12 |
| 5. 施策の体系 | 13 |

第4章 基本目標と施策

- | | |
|------------------|----|
| 1. 循環型社会の形成 | 17 |
| 2. 自然と共生し育む環境の形成 | 25 |
| 3. 安全で快適な環境の形成 | 32 |
| 4. 豊かな心を育てる環境の形成 | 40 |
| 5. 長・短期的目標のまとめ | 45 |

第5章 役割と行動指針

- | | |
|----------------|----|
| 1. 各主体に期待される役割 | 49 |
|----------------|----|
-

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

我が国は、高度経済成長とともに大量生産、大量消費及び大量廃棄の社会経済構造や生活様式が定着し、生活型公害、廃棄物の排出量の増大、化学物質による環境問題が生まれました。さらに21世紀最大の環境問題である地球温暖化問題は深刻を極め、人類の存続に関わるほど危機的な状況に直面しようとしており、世界各地において氷河の後退、熱波、干ばつ、洪水、高潮等の異状ともいえる気象現象による被害が頻発し、我が国においても台風の異状な上陸回数等もその一例といわれています。このような環境問題に対応するため、1992年（平成4年）の「環境と開発のための国連会議（地球サミット）」では、『持続可能な開発』という考え方が中心議題となり、『環境と開発に関するリオ宣言』が採択され、民間団体その他の様々な主体の環境保全への取組が重要かつ不可欠であることが明らかにされ、我が国においても1993年（平成5年）に環境保全に関する新たな理念や多様な政策手段を示す『環境基本法』が制定されるとともに『環境基本計画』が定められました。このなかで国の責務、事業者の責務、国民の責務とともに地方公共団体の責務が掲げられ、基本理念に則り、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策の策定と実施が示されており、住民、事業者、都道府県等と連携した独自の施策展開が期待されています。

2. 計画の役割

1. 策定の目的

平成18年3月10日に「共生・循環・協働」の三つの基本理念と「地球環境の保全・自然環境の保全・生活環境の保全・環境教育の推進」の四つの基本方針から構成する『弟子屈町環境基本条例』を制定し、「町民」「住民団体」「事業者」「町」の各々の主体における責務と役割を明らかにしました。

そこで、この条例を具現化し、環境保全等に関する取組を推進するために『弟子屈町環境基本計画』を策定することとしました。

2. 策定の位置付け

まちづくりの基本的方向を総合的に示す『第4次弟子屈町総合計画（平成14年10月策定）』のほか、『弟子屈町景観ガイドプラン（平成8年3月策定）』『弟子屈町景観形成整備計画（平成11年3月策定）』さらには、『弟子屈町地域省エネルギービジョン、弟子屈町地域新エネルギービジョン』等の各種ビジョン等とも整合を図り、今後の本町における環境に関する行動、計画、指針、施策等の基本となるものです。

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

第2章 弟子屈町の概要

1. 自然概況

1. 位置

本町は、北海道東部の内陸で釧路支庁の北部に位置しており、東経 144 度 13 分から 144 度 36 分、北緯 43 度 23 分から 43 度 42 分の地点にあります。

西北面は高峻なる山脈をもって網走支庁管内に接し、東は根室高原に連なり、南は標茶町を経て釧路湿原に隣接しています。

2. 面積

本町の行政区域のうち、北半分は日本一の広さをもつ（世界第 2 位）屈斜路カルデラと摩周カルデラの二つのカルデラ壁からなっており、町全体は北北西 南南東に長軸をもつ楕円形を呈しており、総面積は、東西 28.8km、南北 31.0km で、774.53 k m² となっています。

3. 地勢

世界有数の透明度を誇る摩周湖、その山麓に広がる本町は、千島火山帯に属する高原地帯でカルデラ湖として有名な屈斜路湖を源とする釧路川が地域の中央を縦貫しています。

地勢は概ね起伏の多い高燥地帯であり、平坦地が少ないのが特徴であり、地域の約 70% は山林地帯で、農耕地は屈斜路湖沿岸と釧路川をはじめ各河川の流域に散在し、酪農を中心として、草地、放牧地及び馬鈴薯、てん菜、小麦畑として主に利用されています。

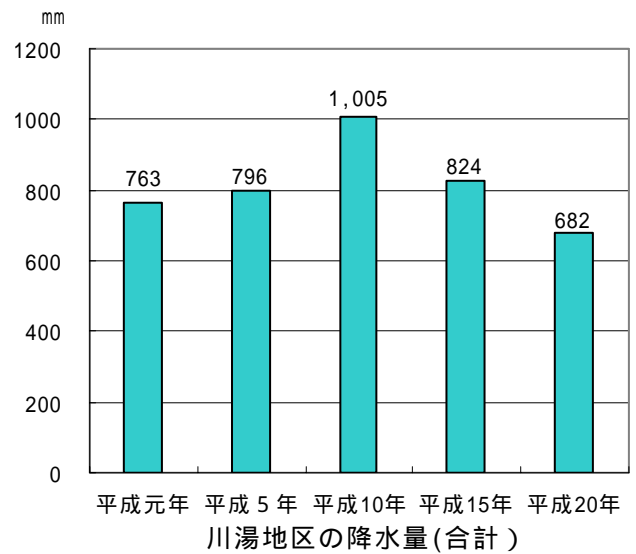
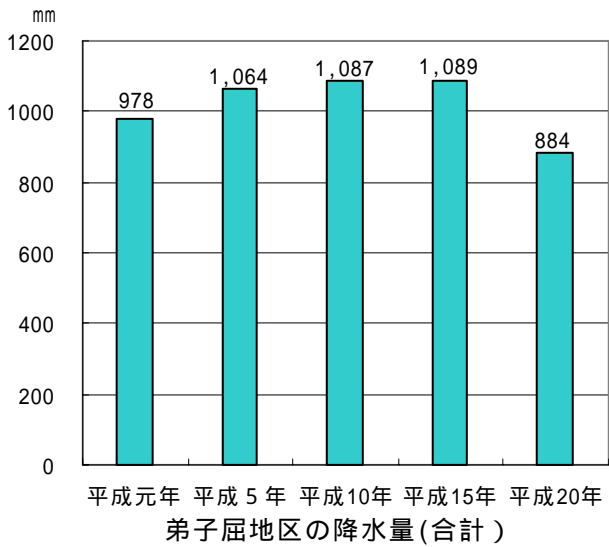
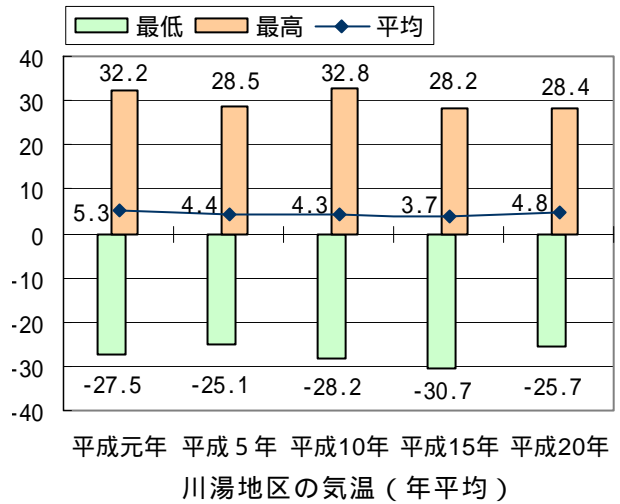
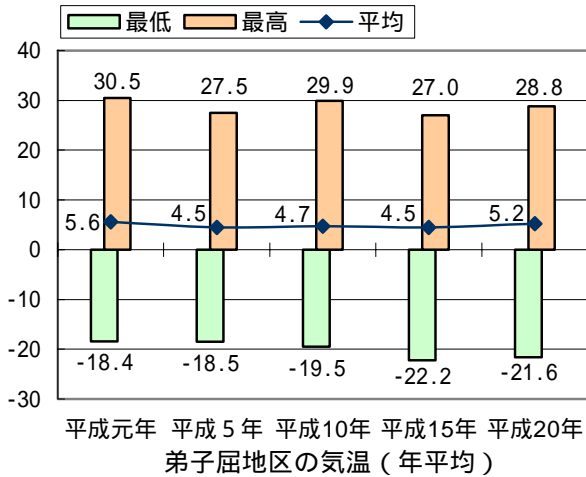
4. 気象

本町は、一年を通して冷涼で年間平均気温は次頁の表のとおりであり、初雪は毎年 11 月上旬に観測されますが、ここ 1,2 年は地球温暖化の影響か夏に 30 を超える猛暑が続き、冬は暖冬で降雪量も少なく、摩周湖が結氷しない年も多く見受けられます。

降水量は、一年のうちで晩夏から初秋が多い傾向にありますが、毎月の降水量は 50 ~ 100mm と比較的少ないが、その分寒さが厳しく、また、12 月から 3 月までの平均気温は全て氷点下であることから土壤の凍結度が著しい状況です。

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち
弟子屈町環境基本計画

グラフの基礎数値：気象庁ホームページ



弟子屈町に設置されているアメダス (地域気象観測システム)

- ▶ 弟子屈観測所
 - ・ 北緯 43 度 30.6 分 東経 144 度 28.0 分
 - ・ 標高 170m
- ▶ 川湯観測所
 - ・ 北緯 43 度 37.0 分 東経 144 度 27.4 分
 - ・ 標高 158m

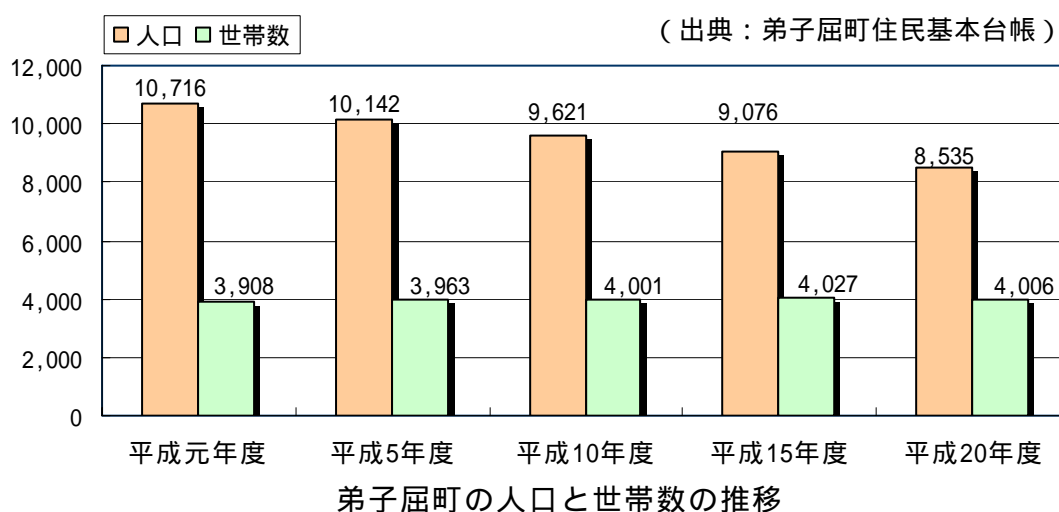
弟子屈町環境基本計画

2. 人口概況

1. 人口・世帯数の推移

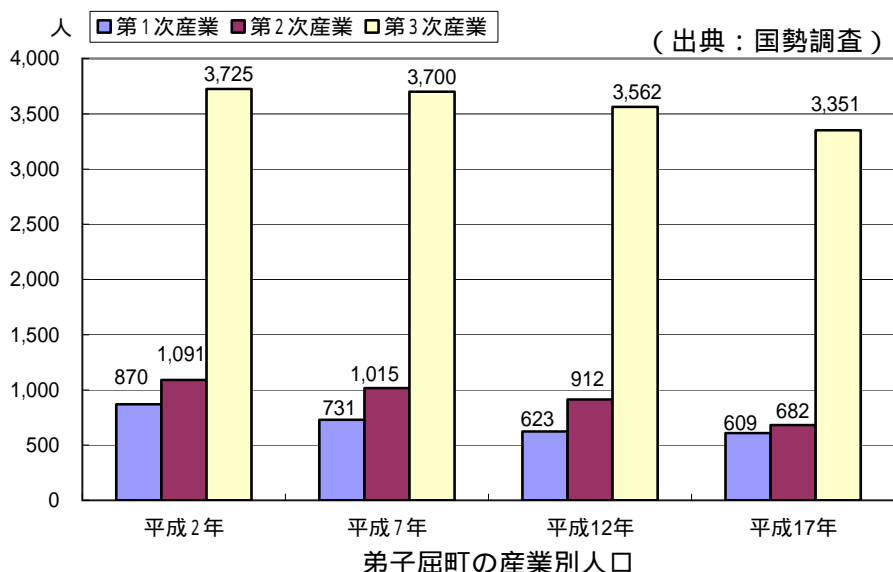
本町の人口は、昭和40年の13,632人をピークに減少傾向をたどり、平成20年度末においては、ピーク時に比べて約5,100人少ない8,535人となっています。

世帯数については、人口が減少傾向にある一方でほぼ横ばい状態の4,000世帯前後で推移しており、平成20年度末においては4,006世帯となっています。



2. 産業別人口の推移

第1次～3次まで全て人口と同様に減少傾向にあり、特に第1次、2次産業では、おおよそ30%程減少しています。



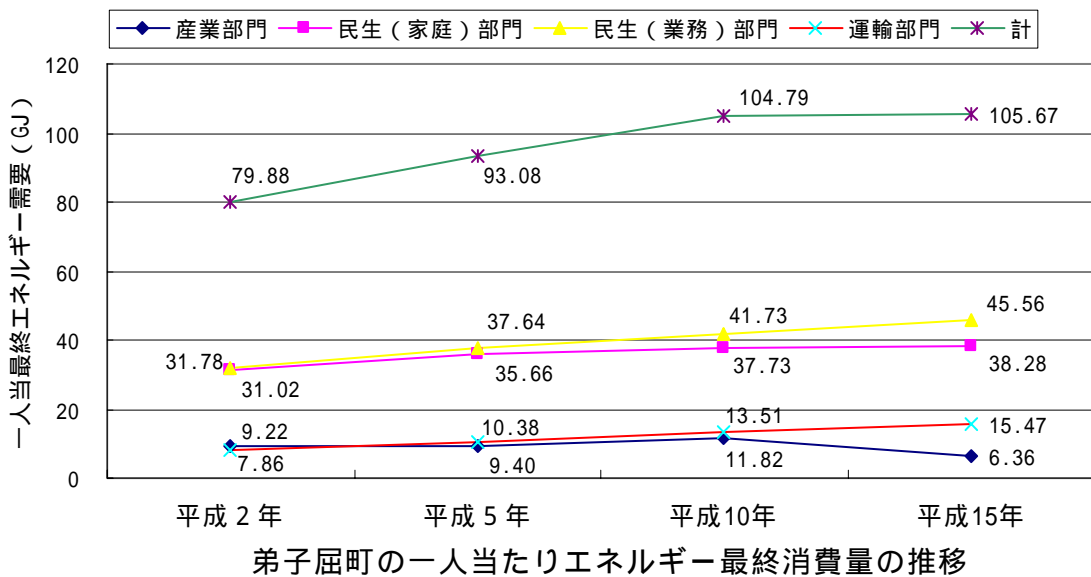
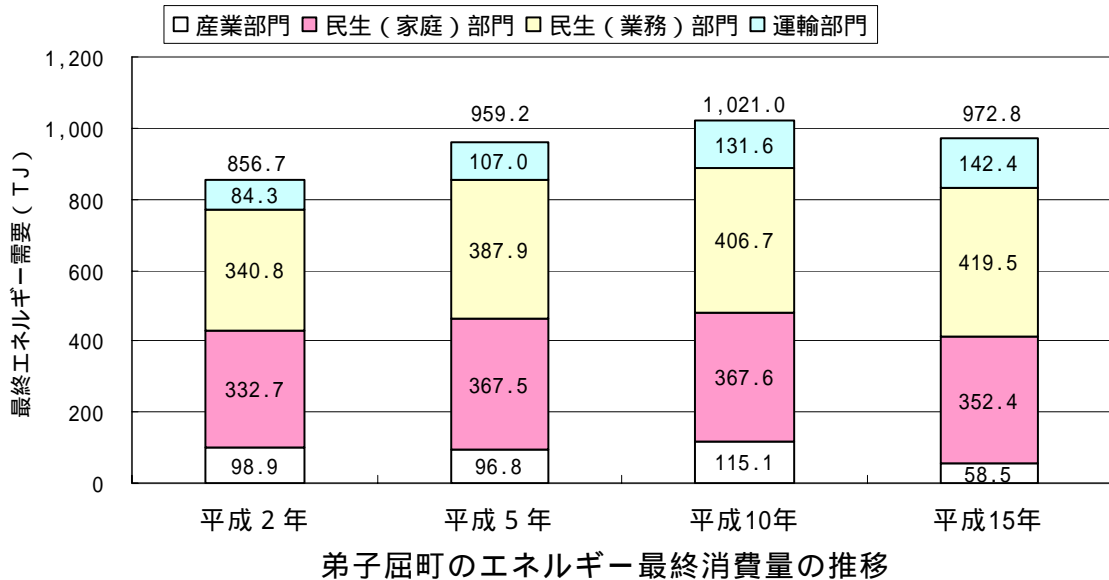
弟子屈町環境基本計画

3. エネルギー概況

1. エネルギー使用の実態

本町のエネルギーの最終消費量の総量は、平成10年をピークに減少傾向にあるものの、一人当たりの消費量は増加傾向にあります。

平成15年の一人当たりのエネルギー消費量は、平成2年と比較して26GJ、灯油に換算して約700L増加しています。



グラフの基礎数値：平成18年度弟子屈町地域省エネルギービジョン報告書

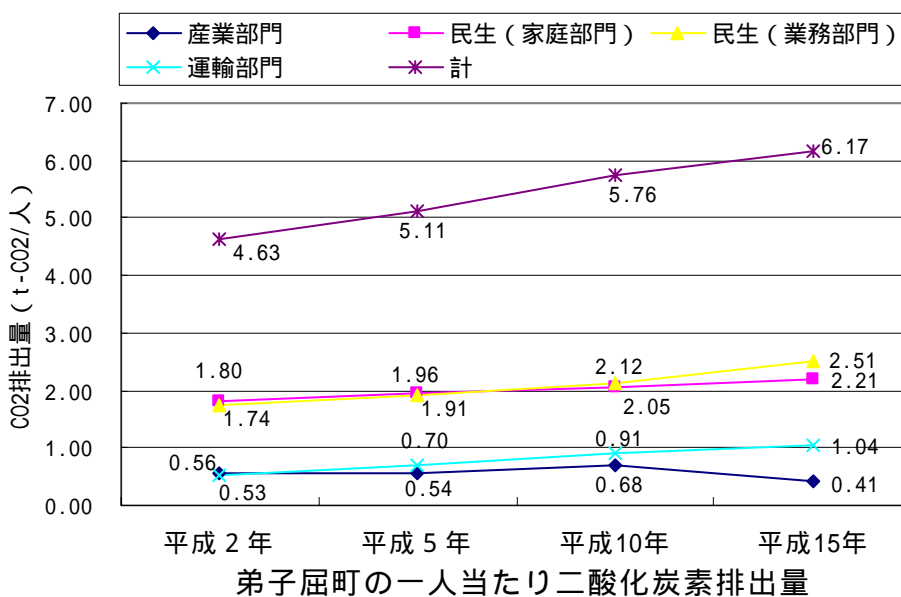
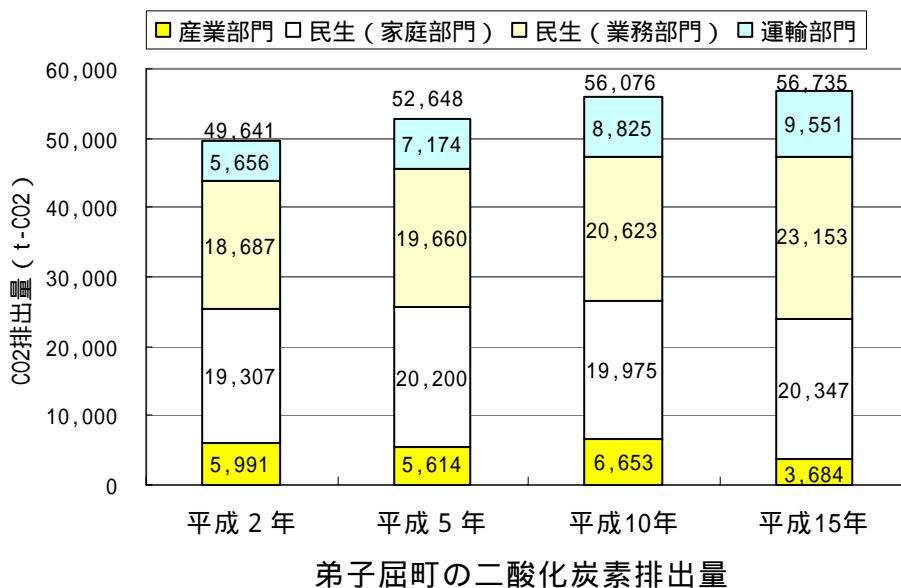
弟子屈町環境基本計画

4. 二酸化炭素の排出概況

1. 二酸化炭素排出量の実態

二酸化炭素の総排出量は近年横ばい傾向にありますが、一人当たりの排出量は増加の一途をたどっています。

現在の排出量は、京都議定書で定める基準年の平成2年と比較して、総排出量で14%増の56,735t-CO₂、一人当たり排出量で33%増の6.17t-CO₂/人となっています。

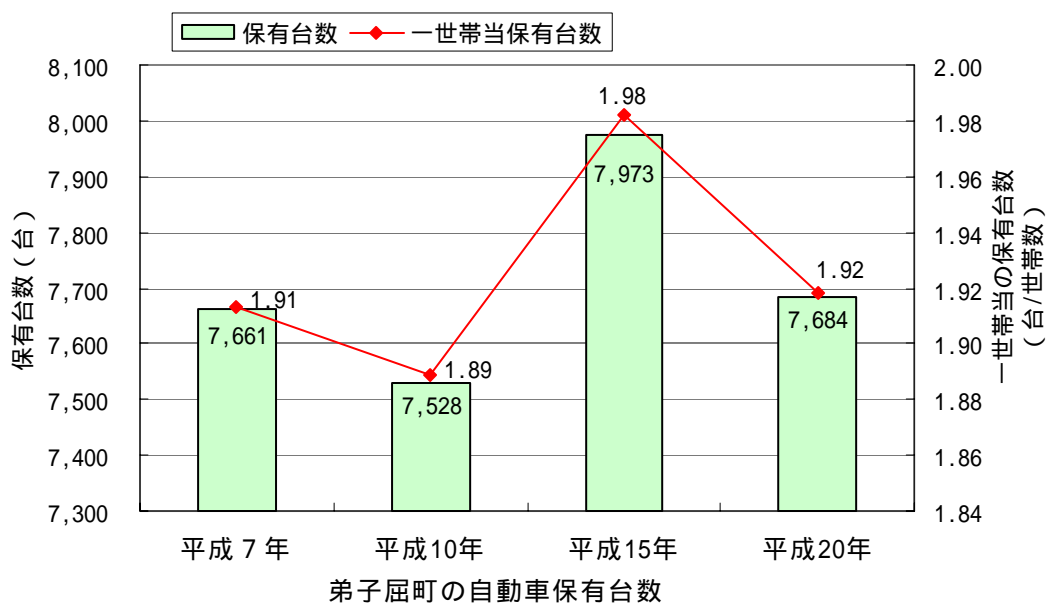


グラフの基礎数値：平成18年度弟子屈町地域省エネルギービジョン報告書

弟子屈町環境基本計画

2. 自動車保有台数

本町の自動車保有台数及び一世帯当りの保有台数は下表の通りとなっています。
なお、自動車には特殊車、軽自動車、二輪車（オートバイ）も含まれています。



(出典：北海道運輸局釧路運輸支局ホームページ統計情報)

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

5. 町のシンボル等

1. 弟子屈町のシンボル

本町の木・花・鳥については、昭和61年12月に広報でしかがで町民より募集し、また、町内各小中学校、官公庁、各種団体等に応募を依頼した結果応募総数613件の中から、総合開発審議会、学識経験者の審議を経て決定し制定されました。

町の花 / つつじ

硫黄山のシロイツツジに代表されることから制定されました。



町の木 / 桜

町内各所で広く親しまれていることから制定されました。



町の鳥 / 白鳥

屈斜路湖、釧路川で町民と厳しい冬をともに過ごしていることから制定されました。



2. 風雪の碑

役場庁舎前庭「町民憩いの広場」に建立されたこの顕彰碑は、「風雪の碑」と呼ばれ、コールテン鋼の2本の柱を原始林に模り、右に行政、観光の整備に尽くされた青木貞行氏を、左に今日の酪農業の基礎を創られた小田切栄三郎氏のレリーフを掲げ、さらにその前方に、未開の原生林を切り拓き生涯を弟子屈町の発展のために捧げられた無名の開拓者のブロンズ像を据えています。

町民みんなが、先人の功績を讃え苦勞を偲び、この開拓精神を受け継いで、明るく豊かなまちづくりと郷土発展の願いが込められています。



自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

3.町のキャッチフレーズ

2003年に迎えた「弟子屈町100年記念事業」の一つとして町内に募集し、全55作品の中から決定しました。

摩周湖と

いで湯のロマン

弟子屈町

4.町のシンボルマーク

2003年に迎えた「弟子屈町100年記念事業」の一つとして全国に募集しました。

「てしかが」のイニシャル「て」の文字をモチーフに、数多くの景勝地を抱える自然豊かな町、歴史ある名湯等、北海道らしさが凝縮されたイメージが、明るく元気いっぱいの顔のかたちと湯けむりで表現されています。



摩周湖と いで湯のロマン 弟子屈町

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

第3章 基本方針

1. 弟子屈町環境基本条例

本計画は、豊かな自然環境や恵まれた文化的環境等、本町の特性を生かした環境づくりを推進するために、従来のように環境の諸施策を個別に実施するのではなく、町民、住民団体、事業者、町が一体となって取り組むために各主体と協働を図りながら新たな視点に立ち、総合的な環境づくりを推進するために策定します。

また、弟子屈町環境基本条例（平成 18 年 3 月 10 日制定）第 9 条の規定で『基本計画』を策定することが定められています。

1. 基本理念（条例第 3 条）

共生

健康で安全かつ豊かな環境を享受するために、日常生活や事業活動における環境への配慮を積極的に行い、さわやかな大気環境や清らかな水環境等の快適で良好な環境保全等を図ること。

循環

大量生産、大量消費及び大量廃棄の社会経済構造の転換を目指し、環境への負荷の少ない資源エネルギー循環型社会の形成を図ること。

協働

町民、住民団体、事業者、町が、それぞれ担うべき責務及び取り組むべき役割を明らかにし、相互協力と連携により、自然にやさしいまちづくりを推進すること。

2. 基本方針（条例第 8 条）

地球環境の保全

地域における環境への負荷軽減を図り、循環型社会の形成及び地球温暖化の防止を推進し、地球環境の保全に配慮した社会を創造すること。

自然環境の保全

人と自然との共生を図るため、雄大で多様な自然環境の適正な保全等を推進すること。

生活環境の保全

健康的な生活環境づくりを進めるため、環境の自然的構成要素を良好な状態に保全するとともに、潤いのある景観の形成及び歴史かつ文化的遺産の保全等を図ること。

環境教育の推進

環境保全等についての活動を促進するため、環境に関する情報を共有し、教育及び学習の推進を図ること。

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

3. 基本計画（条例第9条）

町は、本条例に基づく環境保全等に関する取組を推進するため、基本計画を策定するものとします。

基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。

- ・環境保全等に関する短期的及び長期的な目標
- ・環境保全等に関する計画的かつ具体的な施策
- ・環境保全等に必要事項

基本計画の策定において、町民、住民団体及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとします。

町は、策定した基本計画を公表するとともに、基本計画の実施状況等を明らかにしていきます。

2. 計画策定の視点

本計画は、次に示す『5つの視点』に立ち策定します。

総合的な視点に立った環境形成

部門別の環境関連施策を個別で捉えるのではなく、全体を横断的に捉え、その体系化を図ることによって、総合的な視点に立った環境形成を図る。

弟子屈町の特性に合った環境形成

雄大で多様な自然、摩周湖に代表される水資源、長年培われてきた教育、文化産業等の資源を有効に活用し、弟子屈町の特性に合った環境形成を図る。

町民等、各主体が協働する環境形成

町民、住民団体、事業者、町が新たなパートナーシップを形成して、環境にやさしいライフスタイルへの変革に向けて積極的に協働する環境形成を図る。

人と自然が共生できる環境形成

生態系の保全や創造、リサイクルや資源エネルギーの効率的利用を通して、自然の環境構造に配慮し、人と自然が共生可能な環境形成を図る。

地球環境保全の視点による環境形成

地球温暖化現象、オゾン層の破壊、熱帯林や生物の種の減少、酸性雨等の地球規模の環境問題を身近な生活の問題として捉えた環境形成を図る。

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

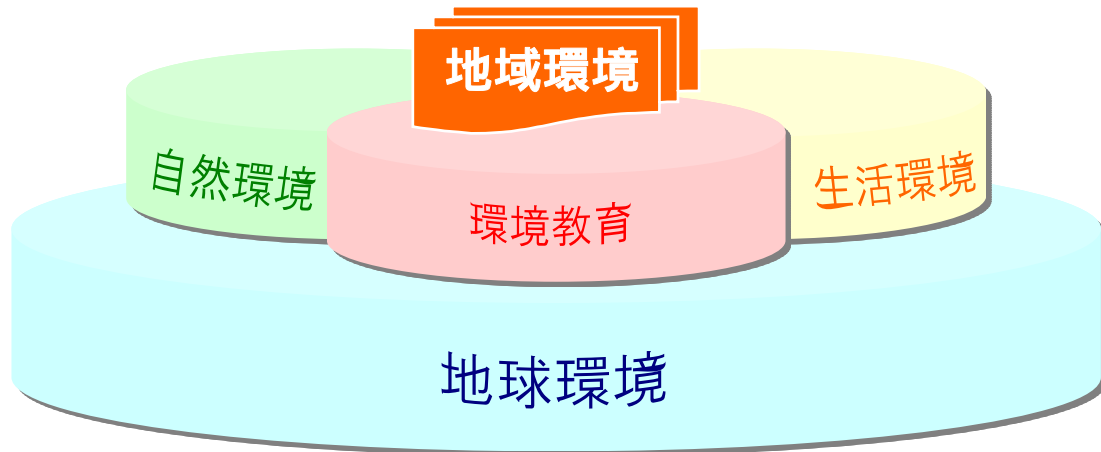
弟子屈町環境基本計画

3. 計画の対象

本計画は、地球環境を視野に入れながら、本町全域を対象とし、分野については、地球環境の側面から『地球』、自然環境の側面から『自然』、生活環境の側面から『生活』、環境教育の側面から『教育及び学習』の4つの分野にまとめます。

地球環境の主な対象	自然環境の主な対象
循環型社会の実現 地球温暖化防止対策 廃棄物、リサイクル対策	摩周湖等、自然観光資源の適正な 保全、整備等 健全な生態系の保全と管理
生活環境の主な対象	環境教育の主な対象
景観形成、まち並みづくりの推進 大気・水・土壌汚染防止、公害対策 環境に配慮した産業の振興	環境に関する情報の提供 環境教育の機会の提供 学校教育との連携

この4つの分野は、各々独立したものではなく、相互に関連し、かつ地球環境に結び付いています。



4. 計画期間

計画期間は、平成21年度から10年間としますが、平成24年度からスタートする「第5次・弟子屈町総合計画」との整合性を図ることが重要であり、その計画策定作業に合わせて見直し等を行うことが必要と考えます。

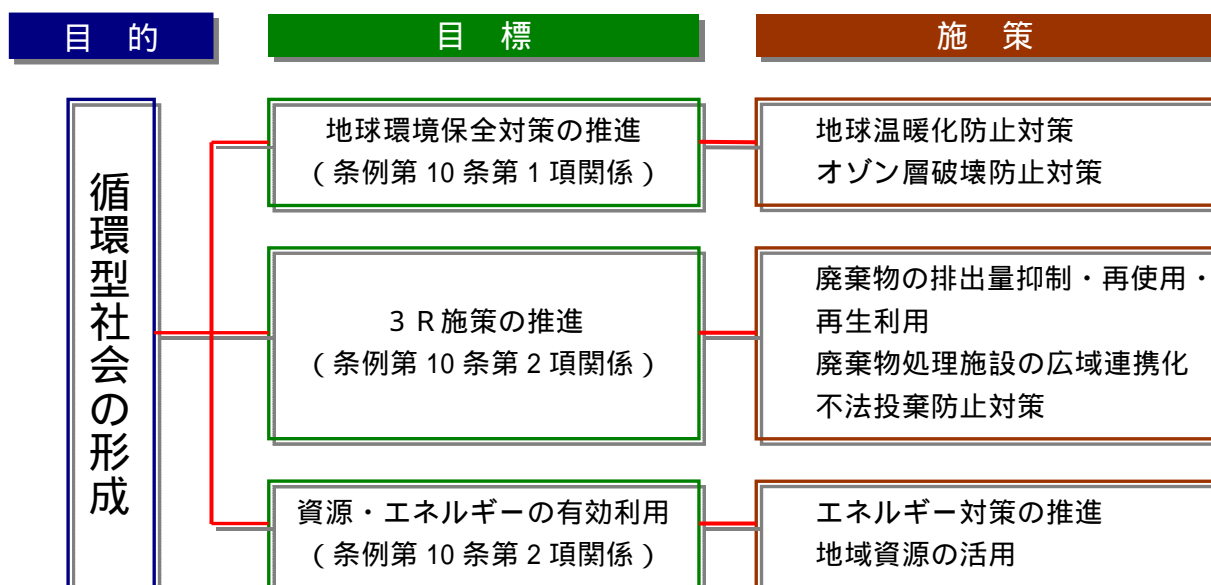
また、身近な問題で比較的早期に実施及び着手すべき施策、行動、取組等を短期的目標として、長期的及び恒久的な視点に立って取り組む問題を長期的目標として、それぞれ位置付けます。

弟子屈町環境基本計画

5. 施策の体系

1. 地球環境の保全（条例第10条関係）

地球温暖化の原因となる温室効果ガス特に二酸化炭素の排出抑制、オゾン層破壊防止、酸性雨対策等の様々な地球環境の保全に資する施策や廃棄物の排出抑制、再利用及び再利用のいわゆる3R施策の推進並びに資源・エネルギーの有効利用の促進を図るなど、循環型社会形成に地域から取り組むための施策について体系的に示します。



弟子屈町環境基本計画

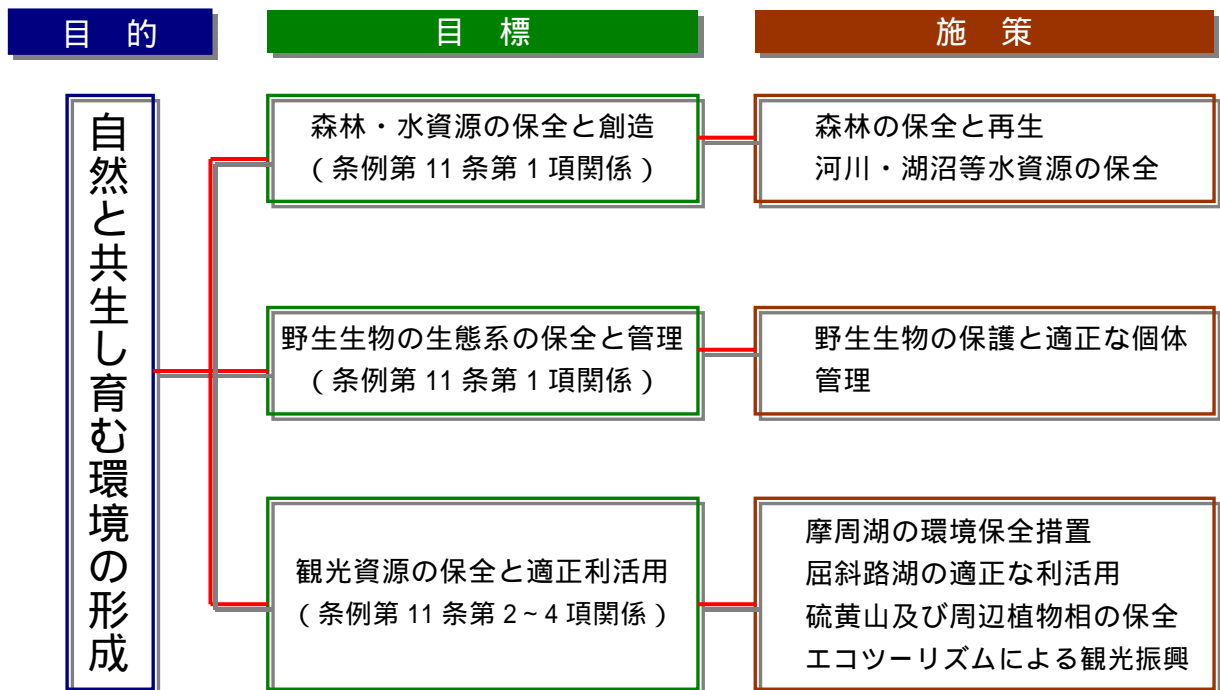
2. 自然環境の保全（条例第 11 条関係）

本町の行政面積の 65% は阿寒国立公園に属しており、自然公園法により様々な規制が設けられ、自然環境が保全されています。この自然公園法は優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的として昭和 32 年 6 月 1 日に制定されました。

ここでは、雄大で多様な自然環境を将来の世代に、良好な状態で継承するため、美しい湖、豊かな森林、清らかな河川等の保全及び整備を推進するための施策について体系的に示すものとします。

特に、地球環境モニタリングプロジェクトに位置付けられ、陸水環境の監視拠点として登録されている摩周湖の環境保全、雄大かつ誰もが親しめる多様な観光資源及び貴重な水資源である屈斜路湖の適正な利活用の促進、活火山である硫黄山及びその周辺の植物相等の貴重な自然環境の保全について必要な施策を示します。

なお、健全な生態系の保全と管理については、主に農業被害防止を目的とした適正な有害鳥獣の捕獲を行うとともに希少生物の保護については、環境省、北海道、関係機関等と連携を図り、情報収集に努めながら必要な施策を推進するものとします。

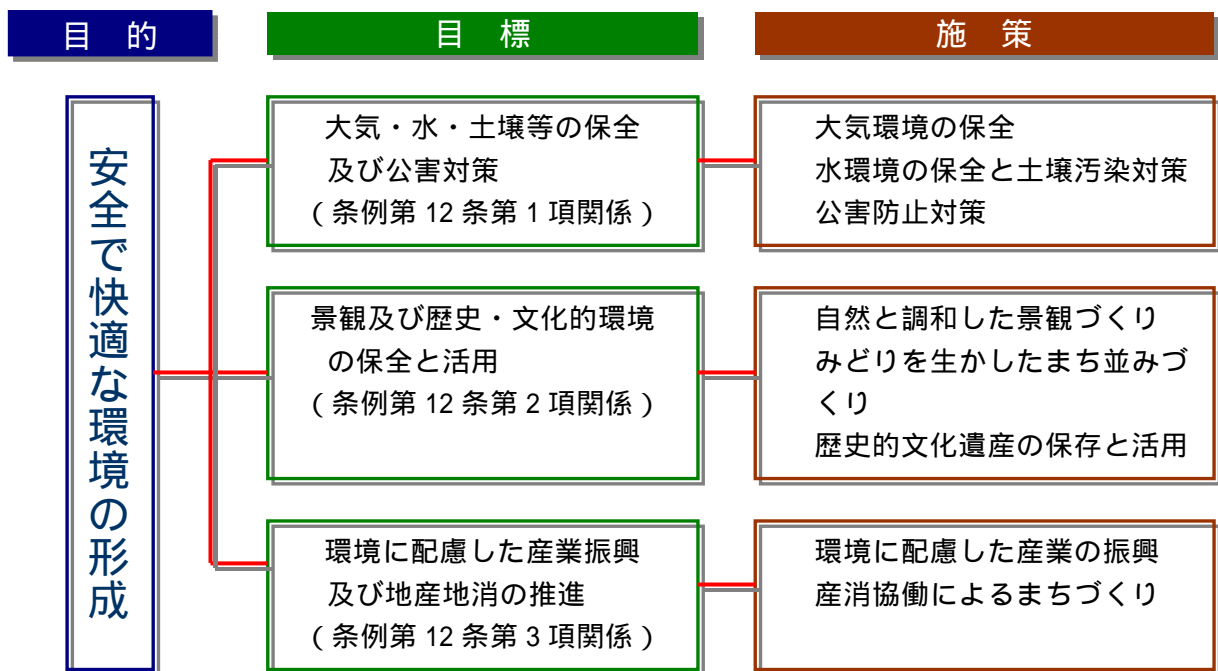


自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

3. 生活環境の保全（条例第12条関係）

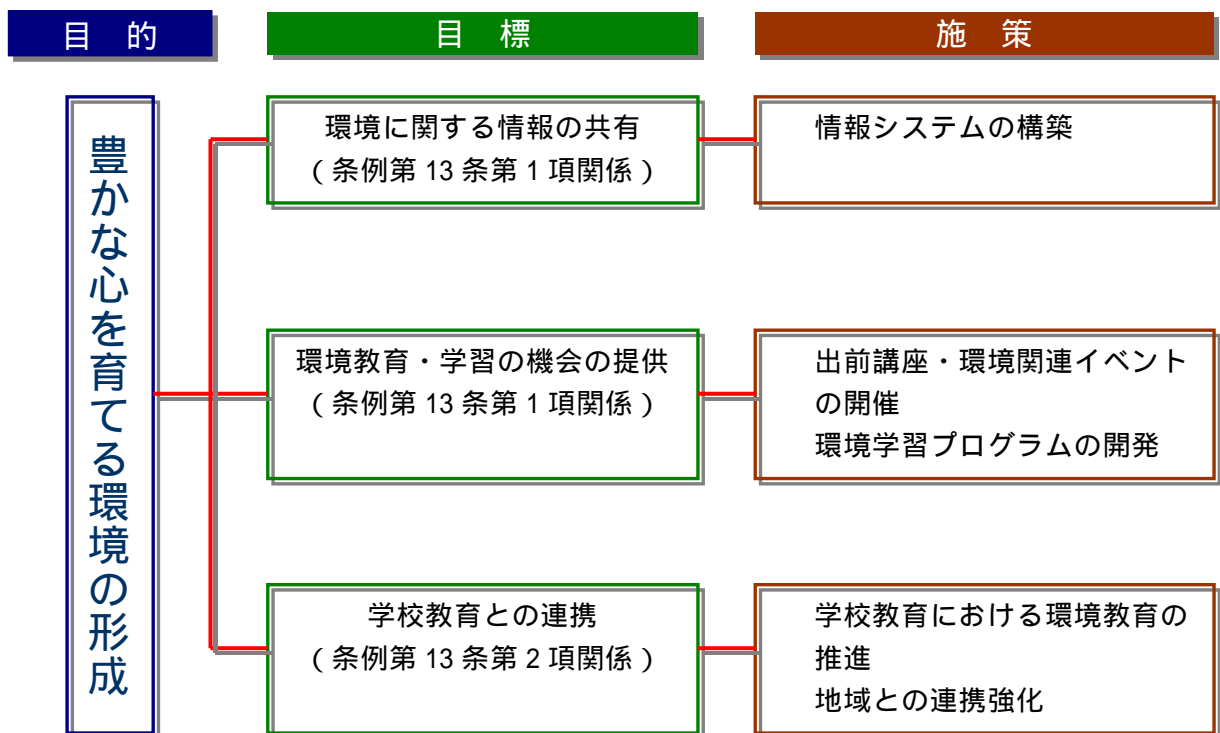
安全で快適な生活環境を保全し、自然と暮らすまちを創造するため、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保全するために必要な施策を体系的に示すとともに、自然と調和した景観、緑や花に囲まれたまち並みづくりの形成、歴史的又は文化的環境の保全、環境に配慮した事業活動や産業振興の推進及び地産地消を促進するために必要な施策を示します。



弟子屈町環境基本計画

4. 環境教育の推進（条例第 13 条関係）

町民の誰もが環境保全等についての理解を深め、自発的かつ適正な活動がされるよう、環境保全等に関する情報を町民、団体、事業者、町が共有し、環境に関する教育及び学習の推進を図るために必要な施策を体系的に示します。特に、将来を担う世代については学校教育等を通して積極的に環境に関する教育及び学習を推進するために必要な施策を示します。



自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

第4章 基本目標と施策

1. 循環型社会の形成

地球環境保全対策の推進

1. 地球温暖化防止対策

深刻化する地球温暖化問題は気候メカニズムの変化だけではなく、それに伴う生態系や食糧問題等、自然環境及び生活環境に対しても大きな影響をもたらします。この問題には全世界的な対策が急務であり、我が国においても2005年4月に京都議定書で定めた削減目標の着実な達成に向け、「地球温暖化対策推進大綱」を引き継ぐ「京都議定書目標達成計画」が閣議決定されています。しかしながら、現実には目標達成が危ぶまれる状況であり、今後においてはさらなる厳しい対策が必要となっています。

本町においては、平成18年に役場庁舎を対象として「弟子屈町地球温暖化防止実行計画」を策定し、また、同年7月に採択となった独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（通称：NEDO 技術開発機構）の補助対象事業である「地域省エネルギービジョン策定等事業」を通して、6種類の温室効果ガスのうち90%以上を占める二酸化炭素の排出量に特化して削減目標を定めて取り組んでいきます。

また、酸性雨については、現時点では、日本における生態系等への酸性雨の影響は明らかになっていませんが、酸性雨による土壌・植生、陸水等に対する影響は長い期間を経て現れると考えられているため、国においてもモニタリング及び調査研究の長期継続によって様々な機構解明に取り組んでいく段階です。そのため、地方自治体や住民が直接取り組むべき具体的な施策については明確には示されていない状況であることから、今後、本計画の見直し時点で実施可能な基本施策等を盛り込んでいくものとします。

具体的施策

京都議定書の目標達成（2012年までに温室効果ガス排出量を6%削減）のための国民的プロジェクトが掲げる「二酸化炭素削減のための6つのアクション」を推進します。

温度調節で減らします：ウォームビズ、クールビズの導入を推進することにより、一般家庭・事業所・公共施設等において冷暖房の適切な温度設定を実行します。

水道の無駄のない使い方減らします：蛇口をこまめに閉めるほか、節水コマ、水洗トイレ用擬音器具等を計画的に導入するなど、節水対策を推進します。

環境に配慮した自動車の使用で減らします：厳寒期以外のアイドリングの自粛、エコドライブの実践、ハイブリッド車の導入により化石燃料の消費量を節減します。

省エネルギー・環境に配慮した商品の選び方で減らします：国際エネルギースターロゴ製品・エコマーク製品・グリーンマーク製品等、環境負荷の少ない商品の購入に努めます。

2013年以降の目標数値（温室効果ガス排出量25%削減）については、今後において国が具体的に示す取り組み、行動指針を地域として可能な分野から推進します。

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

買い物とゴミで減らします：過剰包装の自粛、レジ袋使用の削減・マイバック運動の推進、使い捨て商品の購入抑制等を通してゴミを減らします。

電気の効率的な使い方減らします：電化製品の待機電力の節約、照明器具の効果的な使用を推進します。

平成 18 年度策定の弟子屈町地域省エネルギービジョンで掲げた、二酸化炭素削減目標本町では、地域の省エネルギー目標や国及び北海道が推進する施策等を踏まえ温室効果ガスの 90%以上を占める二酸化炭素に特化して削減目標を定めました。

弟子屈町の二酸化炭素削減目標

一人当たり **6%削減** ~ 目標年：平成 22 (2010) 年 基準年：平成 2 (1990) 年
削減目標値：**4.35t-CO₂/人** 平成 2 年の排出量 (4.63t-CO₂/人) × 94%
平成 18 年度弟子屈町地域省エネルギービジョン報告書より抜粋

2. オゾン層破壊防止対策

オゾン層は、地上 20~30km のところにあり、もし、それを地上に持ってくると約 3mm (1 気圧) の厚さしかありませんが、地上全てのものを紫外線から守ってくれる重要なものです。

オゾン層が破壊されると有害な紫外線に直接当たってしまうことになり、皮膚ガンや白内障、免疫低下によるエイズ等のウイルス性の病気にかかりやすくなることがわかっています。

20 年後には、オゾン層は 2/3 が減少し、最悪の事態になるといわれていますが、このオゾン層破壊の原因物質がフロンガスです。

日本を含む先進国では、通称でフロンガスといわれている、クロロフルオロカーボン、ハイドロクロロフルオロカーボン、ハイドロフルオロカーボンの生産が全廃されていますが、過去に生産された冷蔵庫、カーエアコン等の不法投棄されている電化製品から排出されているフロンも多く、オゾン層に到達するまでに 20 年を要するともいわれており、現在でもフロンガスが大気中に浮遊していることとなります。

また、フロンガスは、地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの一つでもあり、温室効果は二酸化炭素の数千倍もあることから、フロンガスを出さないことがオゾン層破壊防止のみならず地球温暖化防止との両面に貢献することとなります。

具体的施策

現在使用されているフロン使用機器を適正に処理します。

フロンを使用している冷蔵庫・エアコン等を自動車リサイクル法、家電リサイクル法に基づき適正に処理します。

フロンを使用していない製品、機器を購入・使用します。

新しく製品・機器等を購入するときは環境にやさしいかどうかを確認し、ノンフロン製品の購入・使用を心掛けます。

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

3 R 施策の推進

1. 廃棄物の排出量抑制・再使用・再利用

国は、廃棄物対策とリサイクル対策を、総合的・計画的に推進するために平成 13 年 1 月に「循環型社会形成推進基本法」を制定しました。

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルや経済活動を早急に見直し、天然資源の消費を抑制し環境への負荷を低減される社会を追求するために、Reduce=何よりも「ごみを出さない」、Reuse=使い終わった物でも「繰り返し使う」、Recycle=再使用できない物でも「資源としてリサイクルする」、この「3 R の推進」と、生産者・事業者が生産活動事業活動の段階からごみの減量化やリサイクルについて一定の責任を負う「拡大生産者責任」が循環型社会の形成を推進するキーワードといえます。

本町では、平成 17 年度に設置された「てしかが環境対策検討委員会」で、この問題に取り組み「廃棄物の減量化及び資源化推進」について平成 18 年 1 月 26 日付で中間答申が、同年 5 月 31 日付で最終答申がそれぞれ示されました。（資料編：57 頁～63 頁参照）

具体的施策

ごみになる物の使用を削減し、環境にやさしく繰り返し使える物の使用に努めます。ごみ処分量のうち、一番多い燃えるごみの減量化を図るために次の施策を推進します。町のコンポスト購入助成制度を当面継続し、家庭における燃えるごみの堆肥化を推進します。

食材の適正量使用の啓蒙、紙類及び衣類の資源化をさらに推進します。

廃プラスチック、ポリ容器等の資源化をさらに推進します。

金属類の資源化を継続します。

空缶・ペットボトル・ビン等、容器リサイクルについては必要な設備の導入も含めて推進し、資源化率の向上に努めます。

住民団体や事業者と連携を図り、レジ袋削減のためにマイバッグ運動を推進します。回収ボックスの効果的な設置等により、危険有害ごみの回収を積極的に推進します。



空缶圧縮機



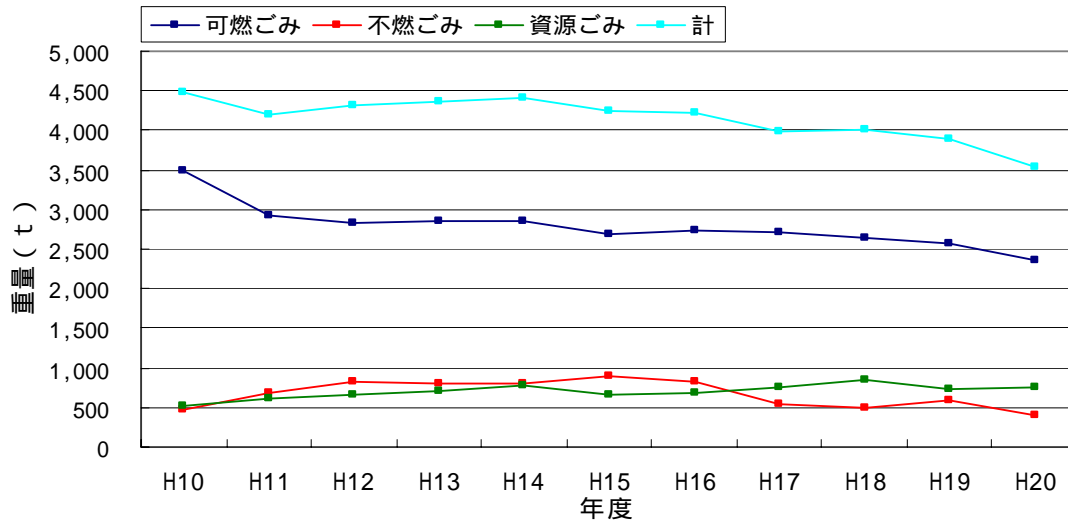
乾電池回収ボックス



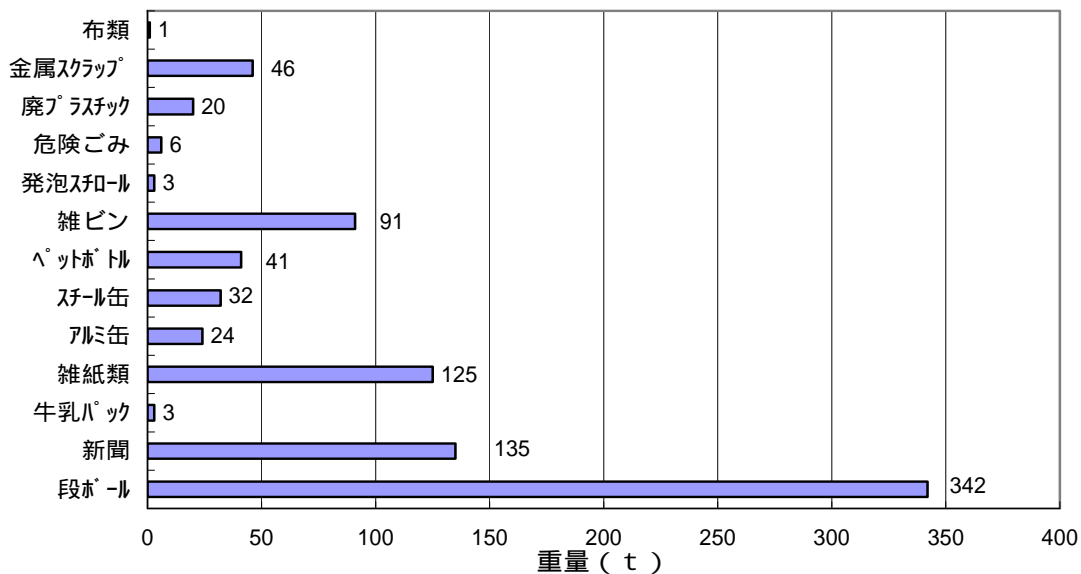
衣類回収ボックス

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち
弟子屈町環境基本計画

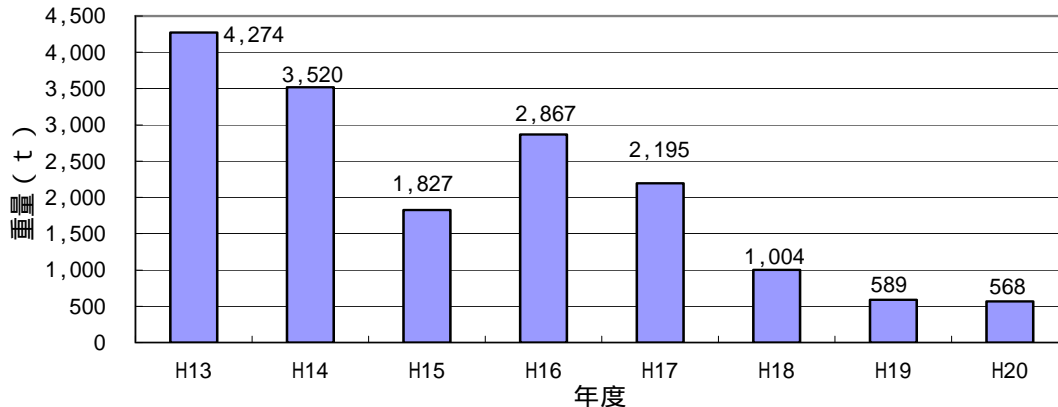
弟子屈町一般廃棄物搬入量の推移



平成20年度弟子屈町資源ごみ搬入量内訳



弟子屈町産業廃棄物搬入量の推移



グラフの基礎数値：弟子屈町役場町民課

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

2. 廃棄物処理施設の広域連携化

国において、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減対策を講じるために策定された「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に基づき、北海道では、ごみの減量化やリサイクルの推進によって焼却量の抑制を図ること、高度な排ガス処理を有する全連続炉での焼却を図ること、さらに廃棄物処理施設の効率的な運営と施設の建設費の経済的側面から複数の市町村が連携して取組を図る必要性から、平成9年12月に、これら取組の指針とするために「ごみ処理の広域化計画」を策定しました。この計画においては、釧路支庁管内全市町村が同じブロックを構成することが示され、広域化の方向性としては、1箇所の施設にごみを集約し、構成全市町村から広域的に直接搬入処理する集中広域型とし、平成18年度の処理開始を目指して協議を重ねてきましたが、弟子屈町・標茶町・厚岸町・浜中町の4町が広域化の当初の枠組み案から抜ける結果となり、釧路市（旧阿寒町、音別町含む）、釧路町、白糠町、鶴居村の4自治体広域連携による処理が平成18年度から開始されました。

平成18年5月の時点では「てしかが環境対策検討委員会」より62頁の通り最終答申が示されましたが、平成21年度より、可燃ごみを釧路市の広域連合処理施設へ運搬し、焼却処理されています。



釧路広域連合清掃工場（釧路市高山）



一般廃棄物収集車

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

3. 不法投棄防止対策

全国で平成 18 年度に新たに確認された産業廃棄物の不法投棄事案は、554 件の 13.1 万 t にも及び、新たに確認された 5 千 t 以上の大規模な事案は 4 件の 2.7 万 t で全体の投機量 20.8% を占めており、本町においても、毎年数件が確認されていますが、産業廃棄物に限らず家電製品等の一般家庭ごみや事業系廃棄物の投棄も目立ち、警察署の捜査対象となる事案もあります。

不法投棄は、そのほとんどが人目に付かない山林等の豊かな自然の中で発見されることから、投棄物に含まれるフロンガス、廃液、油等の有害物質による土壌、大気汚染が懸念されます。

釧路支庁管内では、その対策について平成 17 年度から検討を開始した結果、管内住民が自ら廃棄物の不法投棄やポイ捨てから自然を守り、国民の財産でもある美しい自然を将来に継承することを目的として「自然の番人宣言」事業を創設し、平成 18 年 3 月 27 日の調印式を経て、同年 4 月 1 日付で管内全市町村で共同宣言しました。

また、本町では、摩周湖をはじめ弟子屈町の雄大な大自然を美しい姿で将来の世代に継承するために、平成 17 年 10 月に役場職員約 100 人の参加により道々屈斜路摩周湖畔線のごみ拾いを実施し、それを基に平成 18 年 5 月 27 日に全町をあげて「摩周湖クリーンウォーク 2006」を開催した結果、総延長 35km のコースに約 410 名の一般町民、事業所、学校関係者が参加し、約 1.6 t もの大量のごみが回収されました。

平成 18 年 9 月 26 日には町内の幼稚園、小中学校、高等学校の園児・児童・生徒、教職員約 1,000 名が参加しての「ふるさとを創る体験学習／クリーンタッチ」が開催され、学校所在地周辺地域を中心にごみ拾いをした結果、約 410kg のごみが回収されました。これらの事業は、現在も継続されています。

具体的施策

「自然の番人宣言」について積極的に周知し、不法投棄・ポイ捨て防止思想の普及啓発を推進するとともに宣言事業所・団体の拡大に努め、効果的な行動を実施します。

「摩周湖クリーンウォーク」や「クリーンタッチ」等の住民参加型事業を推進します。

警察署や町内の関係機関・事業所との連携を図り、監視強化・未然防止及び発生時の円滑な処理に努めます。



「自然の番人宣言」普及啓発看板（道の駅）

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

資源・エネルギーの有効利用

1. エネルギー対策の推進

我が国のエネルギー事情はトリレンマ（3すくみ）状態にあり、単に3つの問題が存在しているのではなく、これらの問題が複雑に絡み合っている状態を意味しています。この3つの問題とは、「経済成長」、「エネルギー需給安定」、「環境保全」であり、このトリレンマ状態を解決するのは容易ではありません。

また、我が国のエネルギー供給の脆弱性や世界の不安定な石油情勢を勘案すると、風力、太陽光、バイオマス、地熱等の石油代替エネルギー（=新エネルギー）の開発・導入はもとよりそもそものエネルギー使用量自体の削減（=省エネルギー）が急務となっています。このトリレンマ状態を解決するとともに地球温暖化問題に対処し、将来の世代により良い環境を継承するためにも、我が国のエネルギー事情が難しい場面に直面していることを国民一人ひとりが理解し、省エネルギーや新エネルギー導入を推進していくことが必要です。

本町では、平成18～21年度まで弟子屈町地域省エネルギー、新エネルギービジョンをそれぞれ策定し、エネルギーの観点からまちづくりを支える指針としました。

今後においては、これらの指針に基づき、エネルギー対策について地域から取り組むための行動を推進していく必要があります。

具体的施策

新エネルギー分野

町が率先して地域内にある新エネルギーの有効利用を推進し、クリーンで環境にやさしい地域経済社会の形成に努めます。

地域が持つ自然的、社会的特性を活かし、単にエネルギーの賦存量やその利用に関する技術的・経済的側面だけでなく、地域振興的側面や教育・普及啓発的側面も勘案して導入を進めます。

弟子屈町地域新エネルギービジョンにおいて最も導入の優位性の高いエネルギーとしてその可能性を評価された風力エネルギーの利用、温泉熱の多段階活用（カスケード）さらには廃油を再生利用したバイオディーゼル燃料等について費用対効果、地域特性及び実行性を検討します。

省エネルギー分野

省エネルギーの方法・技術についての知識・情報を積極的に提供します。

エネルギー消費量の多い公共施設や事業所において建物の改修や設備の更新に合わせて省エネルギーの導入を図ります。

省エネルギー設備、エコカー導入に対する国等の支援制度の普及啓発に努めます。

弟子屈町の地域特性に即した事業所、学校、一般家庭等、主体別の環境マネジメントシステムの導入について検討します。

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

2. 地域資源の活用

本町は全国でも有数の温泉地であり、源泉数は把握されているもので 285（弟子屈・・別地区 122、川湯地区 81、屈斜路地区 82～平成 17 年 3 月末時点）となっています。

本町市街地区では町による温泉熱供給事業を行っており、役場庁舎、老人ホーム、弟子屈警察署庁舎等、公共施設の暖房に利用しているほか、約 140 件ほどの一般家庭や事業所等の浴用、暖房用として約 60 の温泉水を供給しています。これらの温泉水使用量の熱量換算値は約 26,700GJ であり、灯油換算で約 730kL の省エネルギー効果をもたらし、又、この温泉水の二次利用として通称摩周大通の歩道に排湯によるロードヒーティングが整備され、冬季間の快適な歩行が可能となっています。このように本町では地域資源である温泉熱を利用した先駆的な取り組みを行い、省エネルギー及び石油代替エネルギーの推進を図っています。

今後においては化石燃料を使用している公共施設をはじめ道路の融雪対策等、多目的利用を図るために技術動向及び費用対効果等の調査を進めていく必要があります。

しかし、貴重な地域資源である温泉は、環境にやさしいクリーンエネルギーに位置付けられているものの、ほかのエネルギー同様無限ではなく、過度の掘削や使用に起因する環境負荷が懸念されていることから、いかに有効な地域資源であってもエネルギー自体の使用量を削減する取組、そして行動が重要であることを認識しなければなりません。

具体的施策

平成 18、19 年度策定の弟子屈町地域省エネルギービジョンの報告を参考に、費用対効果等を勘案したうえで温泉熱の多目的利用を計画的に進めます。

一般家庭における温泉熱の有効利用を推進するほか、公共施設及び産業振興等に対する多目的な利活用を検討します。

一般家庭はもとより、旅館、食堂等、事業者から排出される廃食油をバイオディーゼル燃料等に再生利用する方策を検討します。

弟子屈町のエネルギー施策

新エネルギーの種類（弟子屈町地域新エネルギービジョン）

- ・自然エネルギー ～ 太陽光・熱、風力、雪・冷熱、温泉熱水
- ・リサイクルエネルギー ～ ごみ焼却熱、メタン醗酵熱、下水熱
- ・高効率エネルギー ～ コージェネレーションシステム、燃料電池
- ・クリーンエネルギー自動車等 ～ 電気自動車、天然ガス・ハイブリッド自動車

弟子屈町の省エネルギーの基本方針（弟子屈町地域省エネルギービジョン）

- ・地域特性に即した省エネルギーメニュー。
- ・町民、事業者、行政が連携できる省エネルギーメニュー。
- ・低コストで着実に化石エネルギーの使用量を削減する省エネルギーメニュー。

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

2. 自然と共生し育む環境の形成

森林・水資源の保全と創造

1. 森林の保全と再生

森林は、二酸化炭素を吸収・貯蔵、生物多様性の保全、洪水や渇水の緩和、水質の浄化、土砂の流出や崩壊の防止、保健・文化・教育の場、木材の供給等、人類の生存に不可欠な様々な機能を有しており、これらの優れた機能を十分に発揮させることが重要な課題です。

国の「地球環境保全と森林に関する懇談会」においては、具体的な施策の推進方向として、育成林の整備、里山林の保全整備、保護地域等の森林の保全管理強化、緑化・緑のネットワークの形成、多様な主体による森林づくりの推進、森林に関する教育・学習の推進、林業生産活動の効率化、地域材利用の拡大と木材産業の構造改革、持続可能な森林経営への国際的取組が報告されています。

本町においては、「弟子屈町森林整備計画（計画期間：平成14年4月1日～平成24年3月31日）」が策定されており、基本方針として森林を「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」に区分し、望ましい森林の姿へ誘導する及び山地被害等防止機能が重視される森林については、保安林への指定等を進め、防災機能の高い森林の造成に努めることなどが掲げられています。

平成20年3月、本町の美しく恵み豊かな森林を守り、育て、森林を町民の財産として未来に引き継ぐことを決意し「森林と共生するまち」を宣言しました。さらに、この宣言に立って、百年先を見据えた森づくりを進めていくことを目的として、平成21年3月に「弟子屈町森づくり条例」を制定しました。

具体的施策

樹種、森林の階層構造、機能に応じた森林施業を推進します。

森林施業の合理化及び共同化を促進します。

林業に従事する者の養成及び確保に努めます。

地域資源として間伐材の付加価値を高め、地材地消の促進や新たな産業及び雇用の創出等、地域の活性化を推進します。

地域住民や青少年を対象とした林業体験活動及び森林体験活動の推進等を通して、住民参加による森林の保全及び再生に努めます。

山林火災を防止するための活動及び啓蒙を推進します。



整備作業後（下草刈り後）の風景

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

2. 河川・湖沼等水資源の保全

水は、地球上の限りある資源であり、生物の命を育み、生活や産業に不可欠な要素です。水環境は、河川や地下水の確保、水質の浄化、水辺環境や生態系に大きな役割を果たす一方、洪水等の災害により大きな被害をもたらし、人間の社会活動や水循環系全体に大きな影響を及ぼします。

また、適切な農林業活動等により発揮される森林や農地等のかん養機能や下水道等の整備による水質への負荷軽減は河川や水環境に重要な役割を果たしています。

本町には、一級河川の釧路川をはじめ 50 もの河川（弟子屈町管内で釧路川に流入する 1 次・2 次支川の内 3 km 以上の河川）があり、この豊富な水資源が、町民の生活、産業の発展、文化の形成そして雄大で多様な大自然を育んできました。特に釧路川は、日本一のカルデラ湖「屈斜路湖」を源とし、釧路市をはじめ 5 つの市町村の約 17 万 7 千人の人々の生活や産業、豊富な資源を育むとともに下流域に広がる国内最大の広さを誇るラムサール条約登録湿地の釧路湿原に代表されるように原始の自然が色濃く残り、貴重な野生生物も数多く生息しています。このように、釧路川の最上流部に位置する本町は、河川等、水資源の保全について極めて重要な使命を持つことを認識して取り組む必要があります。

具体的施策

釧路川、屈斜路湖、摩周湖における水質調査に関する情報を収集整理し、蓄積します。町内の研究機関と協力して、集落周辺の支流を対象とした調査等に努めます。

川辺の樹林帯確保・整備等、水辺環境の保全に努めます。

河川の清掃等を通して、清冽な河川環境の保全に努めます。



石狩別川の水質調査風景



釧路川的环境を知る（カヌーツアー風景）

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

野生生物の生態系の保全と管理

1. 野生生物の保護と適正な個体管理

北海道では、平成 13 年に絶滅の恐れのある野生動植物の現状を「北海道レッドデータブック 2001」として公表するとともに、保護対策の推進を図るために「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」が制定されました。

また、深刻な農林業被害をもたらしているエゾシカについて「エゾシカ保護管理計画」を策定し、適正な保護管理を進めるとともに、エゾシカ猟における鉛弾使用によるワシ類の鉛被害を防止するための規制を実施し、ヒグマについては、絶滅の恐れが懸念される地域がある一方で、人間の安全や農業被害等が問題となっているため、道南地域を対象に「渡島半島地域ヒグマ保護管理計画」が策定され、総合的な対策が進められているほか、外来種対策として「北海道ブルーリスト 2004」が作成されました。

本町の野生生物の実態は、北海道の状況とほぼ共通しており、絶滅のおそれのある種やエゾシカのように農林業に多大な被害をもたらす種、さらにはヒグマのように住民の日常生活や安全を脅かす種があるため、町民の社会・経済活動とのバランスに配慮しつつ種の多様性や生態系が損なわれることのないように持続可能な保護と適正な管理を一体として推進する必要があります。

また、野生動植物の調査研究については様々な機関や多くの研究者の努力によって進められてきましたが、町の施策、計画等の中で具体的に示していない状況にありました。

しかし、平成 15 年度に編集・発刊の「弟子屈町史第三巻」で町内外の機関、研究者により、弟子屈町に生息する野生動植物、自然地誌、地形と地質等の自然環境に関するデータがまとめられました。

今後において、これらの貴重なデータを基に、野生生物の適正な保護管理を進めるため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」等の関係法令に基づき、国や北海道、周辺市町村等と連携し、希少種の保護、狩猟の管理、鳥獣保護区の設定、外来種対策等の取組について適正な施策を推進することが必要です。

具体的施策

「北海道レッドデータブック 2001」に基づき、本町に生息する希少種等について明らかにし、その保護に努めるとともに外来種の把握に努めます。

適正な狩猟の推進を図るために、北海道や警察署と連携を図り狩猟事故や違反行為の防止に努めるとともに、狩猟人口の減少及び狩猟資格者の高齢化対策を推進します。農林業被害をもたらすエゾシカ、キツネ等の有害鳥獣については、北海道、農業関係機関、地元猟友会と連携を図り、適正な捕獲による個体管理に努めます。

人間生活の安全を脅かすおそれのあるヒグマについては、生態や生息状況について普及啓発を積極的に行うなど、安全対策を推進します。

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

観光資源の保全と適正利活用

本町は、摩周湖・屈斜路湖・硫黄山（以下「摩周湖等」と言う。）をはじめ数多くの景勝地を抱えており、そのどれもが貴重な観光資源であり、環境保全に配慮したなかで訪れる人々に満足してもらう施策が必要です。

本計画では、町全体を貴重な自然・観光資源として認識し、持続可能な環境保全と適正な利活用を総合的に推進することを柱に、ここでは、特に、阿寒国立公園区域内に位置し、町の代表的な自然・観光資源である摩周湖等について個別に示すものとします。

1. 摩周湖の環境保全と適正な利活用

本町の象徴であり、世界有数の透明度を誇る摩周湖は、その地理的・地形的特徴から外部からの汚濁負荷が極めて少なく、湖の周域は国立公園特別保護地域に指定され人の立ち入りも制限されているほか、流入出河川もなく「水を見て地球環境を観る」ことができる湖沼として、独立行政法人国立環境研究所が1980年から湖水環境を総合的に調査をしてきました。これを踏まえて地球環境研究センターの地球環境モニタリングプロジェクトの一つとして、1994年から「地球環境監視システム」傘下の「陸水監視計画（GEMS/Water）摩周湖ベースラインプロジェクト」に引き継がれました。

一方、摩周湖は、本町のみならず道東観光の拠点として毎年70万人程の観光客が訪れ、町内の経済活動に大きな効果をもたらしていますが、その反面環境への影響が懸念されており、近年は展望台周辺斜面の樹木が立ち枯れする姿も露になっています。その原因としては、クマザサの繁茂、エゾシカによる食害等様々な自然的要因のほか、地球規模的要因も否定できません。

町は、平成17年度に「摩周湖環境保全対策戦略プロジェクト」を立ち上げ、様々な環境に関する調査及び取組を開始し、平成19年6月には、国土交通省の支援の下「摩周・屈斜路環境にやさしい観光交通実験」が実施され、交通規制による代替交通体系及び地域資源の持続的な保全と活用の共生方策等を検証しました。

平成20年度には繁忙期である8月25日から2週間の実証実験を実施し、代替バスにはバイオディーゼル燃料（BDF）を使用しました。

平成21年3月には弟子屈町地域公共交通総合連携計画を策定し、その計画事業として7月18日から10月12日まで「弟子屈2 days えこパスポート事業」を実施しました。

具体的施策

摩周湖及び周域において酸性霧の測定、樹木の立ち枯れの原因等、様々な調査及び対策を行うとともに環境保全活動等に取り組むNPO、団体等の支援に努めます。

摩周湖の自然資源を保全するために、観光客や観光事業者に対して駐車場におけるアイドリングストップの実施等、効果的な方策について普及啓発を行います。

現在、町民、団体及び事業者と協働で取り組んでいる摩周湖の自然環境保全に配慮した代替交通の導入について、様々な調査・事業等を行い、方向性を検討します。

休憩舎、駐車場等、摩周湖展望台周辺の施設について、環境に配慮した管理・運営を検討します。

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

2. 屈斜路湖の環境保全と適正な利活用

日本一の屈斜路カルデラに横たわる屈斜路湖は、屈斜路カルデラ内に形成された北海道で2番目に大きい湖として摩周湖とともに道東観光の拠点として年間50万人以上の観光客が訪れ四季折々で賑わいをみせています。

屈斜路湖及びその周辺は北海道の鳥獣保護区域に設定されており、豊富な野生生物が生息し、多様な生態系が保全されています。例えば北海道では珍しいミンミンゼミが生息しており、和琴半島は日本の最北限の生息地として国の天然記念物に指定されているほか、「町の鳥」に指定されているオオハクチョウが毎年最大で700羽飛来し、湖の各所で羽を休める風景は本町の冬の風物詩にもなっています。また、魚類をはじめ水生生物にとっては格好の生息地ですが、昭和13年5月の地震により、水質が変化し、魚類の生息には適さなくなりましたが、昭和43年から酸性に強いと言われたウグイを放流し始め、以後、地道な放流活動が継続されています。

平成14年の調査ではpHは7.6を観測し酸性湖でなくなったことより、ウグイのほかアママス、サクラマス、ヒメマス等の生息が確認され、現在は、魚類の豊富な湖となっています。しかしながら、魚類の乱獲やスノーモビルの騒音によるオオハクチョウへの被害等の問題が大きくなってきており、その対策については「屈斜路湖適正利用協議会」で検討されていますが、効果的且つ具体的な対策はこれからの課題となっています。

具体的施策

屈斜路湖及び周域における野生生物の調査等について環境学習として取り組みます。屈斜路湖の自然資源を保全するために観光客や観光事業者に対して効果的な周知啓蒙を推進します。

湖水の水質保全やオオハクチョウの保護を目的とした動力船の利用規制及び豊富な魚類資源保護のためのキャッチ&リリース、さらには下流域に配慮する水辺環境の保全等について調査及びガイドラインの設定等、具体的な取組を進めます。

流入する河川及び河口周辺的环境保全に努めます。



屈斜路湖で戯れるオオハクチョウ



美幌峠から望む屈斜路湖

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

3. 硫黄山の環境保全と適正な利活用

硫黄山は、1,700年ほど前に噴出したと言われ、2度にわたる噴出で二重式溶岩円頂丘が形成されました。その新旧の溶岩円頂丘の境は、地質的に弱く約1,500以上の噴気孔が見られ、一番新しい火口は「熊落」で、今から500～300年前に爆発したと考えられており、この爆発を最後に休止期に入り、噴気活動を続け現在に至っています。

硫黄山周辺は、標高約150mで他に類をみないイソツツジ、ハイマツを主体とする大群落があり、植生及び景観等を保護することが背景となって昭和29年8月に国立公園特別保護地区に指定されました。

つつじヶ原の植生景観としては、高い地熱と硫黄の影響を受けて極めて特異な植物相及び植生景観がみられ、火山活動と植物の関係等、学術的にも注目されています。

歴史的には、明治、大正、昭和と断続的に硫黄採掘が行われ、明治20年にはアトサノボリ～標茶間の約40kmに北海道で2番目の鉄道が開通し、現在でもその軌道跡が通称「青葉トンネル」と呼ばれる散策路として利用されています。

また、摩周湖、屈斜路湖と並ぶ町の代表的な観光資源として毎年多くの観光客が訪れ、噴気を上げる雄大な姿や貴重なハイマツ、イソツツジ等の貴重な植物景観に魅入っていますが、何よりも観光的・経済的には、硫黄山による硫黄泉の恩恵は町、特に川湯温泉地区にとっては計り知れない程大きな効果をもたらしています。

具体的施策

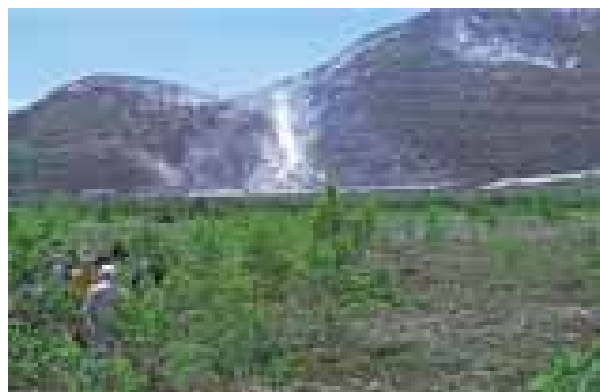
硫黄山周域の貴重な植物相・景観及び硫黄採掘跡地について良好な状態で保全をするとともに学術的・歴史的価値について学習する機会を積極的に創出します。

「硫黄山の朝の散策事業」を通して硫黄山周辺の貴重な自然環境の普及と保全に対する意識の高揚を図ります。

エコツアーのステージとして、環境を保全しながら観光資源としての活用を図ります。



硫黄採掘事業の鉄道跡



硫黄山の散策

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

4. エコツーリズムの推進

自然・歴史・文化等地域固有の資源を生かし、それらの資源が損なわれることのないように適切な保護・保全を図り、さらに地域資源の健全な存続による地域経済への波及効果を実現させる「エコツーリズム」は、資源保護＋観光業の成立＋地域振興の融合を目指す観光形態とされており、普及や環境問題への関心が高まっている一方で一部の地域では過剰な利用等により自然環境に劣化が生じている事例が見られるようになってきました。このような背景により、平成19年6月に議員立法で「エコツーリズム推進法」が制定され、平成20年4月に施行されました。この法律は、地域で取り組むエコツーリズムに関する総合的な枠組みを定めたものであり、エコツーリズムを通じて、我が国の自然環境を保全し、後世に伝えていくことをはじめとして、国民の健やかで文化的な生活を実現していくことを目的としています。これらの流れに歩調を合わせるように、日本ウォーキング協会と日本エコツーリズム協会が、ウォーキングを通じた新たな自然・文化保護活動「エコウォーク運動」を共同展開することになり、平成18年4月1日に日本エコウォーク環境貢献推進機構（JECO）が発足し、本町でも平成19年に和琴半島と硫黄山つつじヶ原の2エリアがエコウォークコースとして公認されたほか、NPO法人によるフットパス等、エコツーリズムの取組が推進されています。

平成20年2月には「観光を機軸として、様々な産業を包括した総合産業化に取り組み、循環型社会を確立し、町の自立やその持続を図り、誰もが自慢し、誰もが誇れる町をつくること」を目的として、地元関係機関、観光事業者等がひとつになり「てしかがえこまち推進協議会」が設立されました。また、平成21年4月には、この協議会で企画したメニューや町の総合プロモーション等をビジネスとして実施する民間会社が設立されました。

具体的施策

観光事業者、町民、団体、土地所有者に専門家を加え、さらに国、北海道等、地域一体となってエコツーリズムを推進するための機能的な組織を創り、方針及び運営方法の策定を検討します。

多様な自然観光資源を基に、魅力的なツアーコース・プログラムを開発します。
エコツアーに必要なツアーガイドの養成に取り組みます。



エコツアーの風景（場所：硫黄山）

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

3. 安全で快適な環境の形成

大気・水・土壌等の保全及び公害対策

1. 大気環境の保全

大気には、自然現象によるもののほか、化石燃料を燃焼させることによって、工場の排煙、自動車の排ガス、ビルや家庭の排煙等から多くの汚染物質が放出されます。

大気汚染物質は、気管支や肺に入ると様々な障害を引き起こし呼吸器系の病気を発生する原因となります。

大気汚染を防止する対策としては、法律や条例などによる規制対策、技術的対策や低公害車の普及促進等のソフト対策があげられます。

国では、大気汚染防止法に基づき、都道府県及び大気汚染防止法上の政令市により、全国2,000以上の測定局において大気汚染の常時監視が行われていますが、都市部を中心に環境基準ゾーン内の地域があり、自動車等の移動発生源の影響が大きくなっています。

北海道環境基本計画においては、浮遊粒子状物質・光化学オキシダント・硫黄酸化物・有害大気汚染物質・脱スパイクタイヤに区分して対策を推進することが掲げられています。

本町においては、大量の排煙を伴う工場や産業がほとんどないため、大気環境に影響を与える原因のほとんどは自動車による排出ガスと地球的規模の環境汚染であると考えられます。

具体的施策

低公害車の導入を進めます。

不要なアイドリングや急発進・急加速を抑制し、エコドライブを実践します。

国立公園内の大気環境を保全するためにエコ交通等の導入を積極的に検討します。遠距離移動の手段として公共交通機関の利用を、近距離移動には徒歩及び自転車利用を心掛けます。

大気汚染物質の測定結果や情報収集に努めます。

国や北海道が進める環境汚染の監視やその原因となる物質の排出抑制対策を把握し実行に努めます。



自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

2. 水環境の保全と土壌汚染防止対策

20世紀後半以降、水需要が急激に増大したことに加えて、都市への人口集中と都市域の拡大などが進展しました。それに伴って森林や水田の減少や荒廃、都市での雨水の不浸透域の拡大が進み、日本の水環境は大きく変化することとなりました。その結果、湧水の枯渇、平常時の河川の流量減少、水質の悪化、生態系の劣化、地盤沈下、ヒートアイランド現象、都市型水害の発生等の被害が出てくることになりました。

国の環境基本計画では、水環境の保全については、水環境と密接な関係をもつ土壌環境や地盤環境の保全のための取組と十分な連携を図ることが掲げられています。

また、北海道では、水環境の保全目標として、「健全な水環境を確保するとともに、水道水源の保全を推進する」ことを、土壌汚染対策としては「土壌汚染に関する環境基準を維持・達成する。」ことを目標に掲げています。

本町は、豊富な水資源に恵まれ日常生活や産業に多大な恩恵をもたらしてきましたが、近隣他市町村に比べて公共下水道事業整備の開始が遅く、平成6年度からの着手となり平成11年3月末より浄化センターの稼働と一部供用が開始となりました。しかし、下水道事業区域外の排水対策は未整備の状況であり、合併浄化槽等の生活排水処理対策の計画的な整備を進めるとともに産業分野における適正な排水処理、さらには農薬の適正使用・適正管理の徹底を図ることが必要です。

具体的施策

法令及び実情に即した水道水源の保全対策に努めます。また、万一水質事故が発生した場合には庁内関係部署や水道事業者との連携を図るとともに町民に対する周知・情報公開に務め、迅速な対応をします。

一般家庭用排水、事業用排水の下水道利用を積極的に進めます。

生活排水処理基本計画を策定し、水道水源の保全のために公共下水道事業区域外については経済的効率性を考慮した合併浄化槽処理施設の整備を進めます。

浄化槽処理施設に関する法令に基づく検査・保守点検の義務・必要性について普及啓発を進めるとともに実態を把握し、未実施者に対しては指導の徹底を図ります。

家庭からの水質に対する汚濁負荷を低減するための方法に関する普及啓発を進めます。法令に基づく残留農薬に対する規制を遵守するなど、農薬の安全使用対策を推進し、土壌汚染防止及び食糧の安全確保を図ります。

不法投棄対策を強化し、廃棄物に含まれる有害物質による土壌汚染を防止します。

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

3. 公害防止対策

環境基本法による「公害」の定義は、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動によって生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康や生活環境に被害が生ずることとされており、これらを俗に「典型七公害」と呼んでいます。

国の環境汚染は、昭和40年代における公害対策の進展を反映して、大気汚染、水質汚濁の一部については改善がみられ、また、最近では経済活動の停滞による汚染物質排出量の減少もあって、さらに改善の傾向がみられますが、窒素酸化物による大気汚染や一部河川の水質汚濁には顕著な改善の傾向がまだみられていない現状にあります。

北海道の公害対策は、「環境汚染対策の総合的推進」として、環境基準の未達成項目に関する計画的推進及び環境基準の早期達成のほか3項目を目標に掲げています。

また、北海道の公害苦情は、昭和47年度の約2,000件をピークに毎年減少傾向にありましたが近年はおおむね横ばいに推移しています。

本町においては、近年、法令に抵触する事例はなく、また法令に定められた各種施設及び設備関係の届出も振動に関する事例が数件ある程度です。しかしながら、公害の発生源となり得る要素は事業活動のなかには当然存在することから、国や北海道の規制を遵守するとともに町民や事業所に対する普及啓発及び監視を中心とした施策を進める必要があります。

具体的施策

大気環境・水環境の保全及び土壌汚染防止を通して水質対策を図り、総合的な公害対策として普及啓発を進めるとともに水質に関するモニタリングの仕組みを整備します。事業活動における自主的な環境管理を促進するため、普及啓発を進めるとともに北海道と連携し助言、情報提供等を実施します。

公害が発生した場合は、関係機関と連携を図り、発生源を迅速に究明するとともに適切な対策を講じるものとし、北海道公害審査会のあっせん、調停、仲裁により公害紛争の適切かつ迅速な処理に努めます。

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

景観及び歴史・文化的環境の保全と活用

1. 自然と調和した景観づくり

景観という概念は非常に複雑なものであり、国では2004年に景観法が制定されましたが、法律上「景観とは何か」は定義されてなく、規制を行うものではありません。

また、学術上では、都市工学や土木工学、都市計画や建築学で扱われることが多く、大規模開発事業を対象に行われる環境影響評価においても、自然環境の一要素として取り扱われています。

1980年頃から、景観保全条例を制定する自治体が多くなってきましたが、その背景のひとつに高層マンションをめぐる紛争があげられます。

北海道では、平成13年10月に「北海道の美しい景観のくにづくり条例」を制定し、北海道らしい良好な景観づくりが推進されてきましたが、景観法との整合に配慮し、平成20年4月1日に「北海道景観条例」が施行されました。

本町の貴重な財産である雄大で多様な大自然や地域の景観は、住む人々の生活や文化を反映したものであり、この2つの要素が調和してこそ地域特性を生かした景観が創造できるものであり、単にまちの表面を装うだけでなく、恵まれた自然と観光・農業を主産業とした生活基盤のなかで、心身ともに豊かな暮らしを営む町民の意思が、まちのなかに形として表現されて初めて優れた景観といえるものです。この意義と目的に基づき平成8年3月に「弟子屈町景観ガイドプラン」が策定され、平成11年3月には「弟子屈町景観形成整備計画」が策定され、本町の景観についての方向性が示されています。

具体的施策

「弟子屈町景観ガイドプラン」及び「弟子屈町景観形成整備計画」を基に地域特性に即した景観形成及び総合的な景観の整備に努めます。

景観を町民共有の財産とする意識の育成及び普及啓発を進めます。

都市計画法、自然公園法等、景観に関連した個別法の周知啓蒙に努めます。

地域特性に基づいた沿道景観づくりを進めるとともに国土交通省が進める「シーニックバイウェイ北海道」事業を推進します。

景観上支障となる廃屋・荒廃地の実態を把握し、消防・警察等の関係機関と連携して安全対策に努めるとともに、所有者又は管理者は適切な処理に努めるものとします。

シーニックバイウェイ (Scenic Byway) とは……

景観・シーン (Scene) の形容詞シーニック (Scenic) と、わき道・より道を意味するバイウェイ (Byway) を組み合わせた言葉です。地域と行政が連携し、景観や自然環境に配慮し、地域の魅力を道でつなぎながら個性的な地域、美しい環境づくりを目指す施策です。アメリカで先行的に取り組まれている制度を参考に、平成17年度より全国的に先駆けて「シーニックバイウェイ北海道」として本格的にスタートしました。現在、各エリアが広域連携により地域の活性化を図るために様々な事業を展開しています。

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

2. みどりを生かしたまち並みづくり

「みどり」とは、植物とその生育環境である土壌、大気、水等が一体的に形成している空間を意味し、生活にうるおいとやすらぎを与え、さわやかな大気環境と清冽な水環境等をもたらしてくれます。

みどりには、森林、樹林地、緑地そして花等多様な形態がありますが、いずれも自然と調和した景観、まち並みづくりには欠かすことのできない重要な要素です。

本町は、あらゆる角度からまち並みを望んだときに、その背景には森林や樹林地等のみどりが映り、沿道にも牧草地等の緑地が広がる、みどり豊富な景観を有しています。しかし、まち並みを内側から見つめた風景は、自然のみどりに頼り、花壇や植栽のように人の手で創り上げたみどりが決して豊富とは言えない現状です。

今後、各家庭の花壇、庭から地域にある街路、公園、空き地の樹林地や花壇、そして道路、河川や市街地の樹林地を経て、森林へとつながるネットワーク的なまとまりのある整備を推進する必要があります。

具体的施策

家庭の敷地や共同住宅のベランダ等のみどりや花で彩る行動の普及啓発をします。

公共施設・公園、事業所の敷地や遊休地を活用して緑化・植栽を推進します。

フラワーマスターの育成とその活動を推進し、花いっぱい運動を広めます。

住宅ゾーンから商業ゾーンを結ぶ緑地や街路樹の整備を進めます。

町民、団体、事業者と町や関係機関が協働して道路や河川に植栽されている樹木等の整備を進めます。

自然のみどりを生かしたまち並みづくりを推進します。



湯の島公園



ひまわり畑（景観緑肥）

弟子屈町環境基本計画

3. 歴史的文化遺産の保存と活用

地域の歴史や伝統を支える歴史的文化遺産は建造物や資料などに限らず、埋蔵文化財、自然文化財（天然記念物）、無形文化財（郷土芸能）そして自然保護と多岐にわたります。

これら歴史的文化遺産を町民すべての共有財産として認識し、これまで保護、保全等の活用を図ってきましたが、時代の推移に伴い、その保護、保全等が困難になってきているものもあります。

今後とも貴重な歴史的文化遺産を保全し、次世代に良好な状態で継承していくためには、これらを取り巻く環境の整備を含めた保護・保全活動が必要となっています。

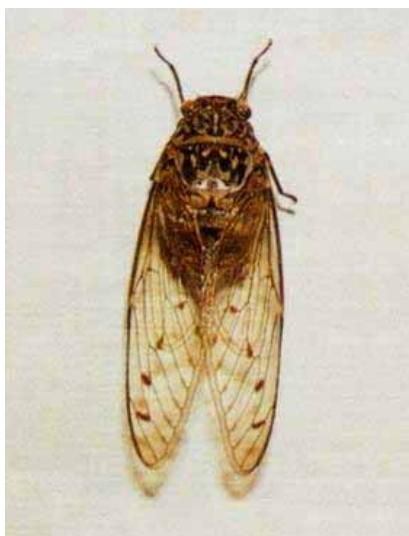
参考：弟子屈町の歴史的文化遺産については、「弟子屈町史第3巻」第7編第4章の「文化財保護」の項で整理されています。

具体的施策

埋蔵文化財である先史時代の50ヶ所の遺跡について、その記録を適切な状態で保存するとともに、その歴史的・文化的価値の普及啓発に努めます。

自然文化財である国指定、北海道指定及び町指定の天然記念物について定期的な調査を行うとともに、正しい知識の習得とふれあう機会の創出を通して、保護・保全の意識を高めます。また、生息地周辺の環境保全・整備に努めます。

農村子弟の流出と継承者の高齢化による存続の危機が憂慮されている無形文化財について、指導者の育成及び後継者の確保を図るなど、その保存・継承活動に努めます。これらの文化財も含めて弟子屈町の歴史的・文化的に重要な建造物(跡地含む)資料、動植物、記念碑、郷土芸能等についても保護・保全に努力するとともに町民の文化財保護に対する意識の高揚に努めます。



国指定天然記念物
ミンミンゼミ



北海道指定記念保護樹木
川湯小学校のハルニレ

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

環境に配慮した産業振興及び地産地消の推進

1. 環境に配慮した産業の振興

本町の基幹産業は農林業と観光ですが、そのなかで農業と観光についてはいずれも環境に対する負荷の大きな業種ですが、生産性や来訪者へのサービスの維持等の観点から環境への負荷の低減は容易ではなく、原材料・設備・機器等の技術的進歩及びその使用に関する習熟度も求められます。しかしながら、本町はこの恵まれた環境の恩恵を受けて、産業が成り立ち、振興が図られてきたことも事実です。

今後は、これまでの取組及び行動をさらにより良いかたちで継続し、本町の産業に多大な恩恵を与えてくれた環境への負荷低減に対して業種を越え、そして協働して推進することが重要です。

具体的施策

農薬や化学肥料の適正使用に努め、持続可能な豊かな土づくりを進めます。

残留農薬基準の「ポジティブリスト制度」を遵守し、ドリフト（飛散）の影響を極力抑えるなどの安全な生産方法をさらに進めるとともに、農薬等の使用量を少なくした「YES! clean」の推進に努めます。

家畜飼料の生産に使われるラップフィルムやビニル等、廃プラスチックの適正回収に努めるとともに家畜糞尿の適正な処理と利用に努めます。

食糧供給のほか、国土や環境保全等の多面的機能に配慮した農業生産に努めます。

水資源・大気環境の保全、さらには地球温暖化防止に配慮した総合的な森林整備及び施業に努めるとともに、町民はもとより観光客も触れ合い、森林のもつ多面的な機能を享受できる樹林区域の設置と整備を進めます。

観光事業者と連携を図り、観光客が排出する廃棄物の抑制及び適正な処理を推進し、環境に配慮した事業活動に努めます。

各産業が連携を図り、誘客や産業振興に寄与する環境関連のイベントや行動に取り組み、「環境・産業・地域」の融合とその推進を図ります。

YES! clean = 北のクリーン農産物表示制度

北海道全体で取り組んできた「クリーン農業」を土台として、農薬や化学肥料の使用を削減して生産することを目的に道立農業試験場等により開発・改良された「クリーン農業技術」を導入して、技術導入前に比べて農薬や化学肥料の投入量を削減して生産された、よりクリーンな農産物について、その栽培方法等を分かり易く表示することにより、道産農産物の優れた点をアピールする制度です。



自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

2. 産消協働によるまちづくり

これまで、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費するという意味の「地産地消」と、地域の森林の実情を知り、地域の森林から出る木材を積極的に使っていくという意味の「地材地消」という言葉が様々な施策、事業、運動等で使われています。

北海道では、「食」を中心とした「地産地消」、「木材」を中心とした「地材地消」の考え方を、製造業やサービス業等あらゆる産業に拡大し、「生産者」と「消費者」が、緊密な連携を取りながら、地域にある資源や人材をできるだけ地域で消費・活用することにより、域内循環を高め、地域の産業・雇用おこしにつなげていこうという産業政策として「産消協働」運動がはじまり、平成17年1月に「産消協働道民宣言」を行い、併せて推進方策が示されました。この運動は、消費者が個々の商品・サービスに対して、応援・助言するとともに、食の安全・安心や環境、コミュニティのことを考えて良質さを評価する行動を通じて、道内生産者の技術力や提案力が高まっていくことを重視するものです。

本町においても、生産者と消費者、町が協働して、高い品質やサービスを有する弟子屈ブランドを確立し、豊かな暮らしや環境を形成するとともに地域の産業力を高め、雇用機会の拡大に資する取組を推進する必要があります。

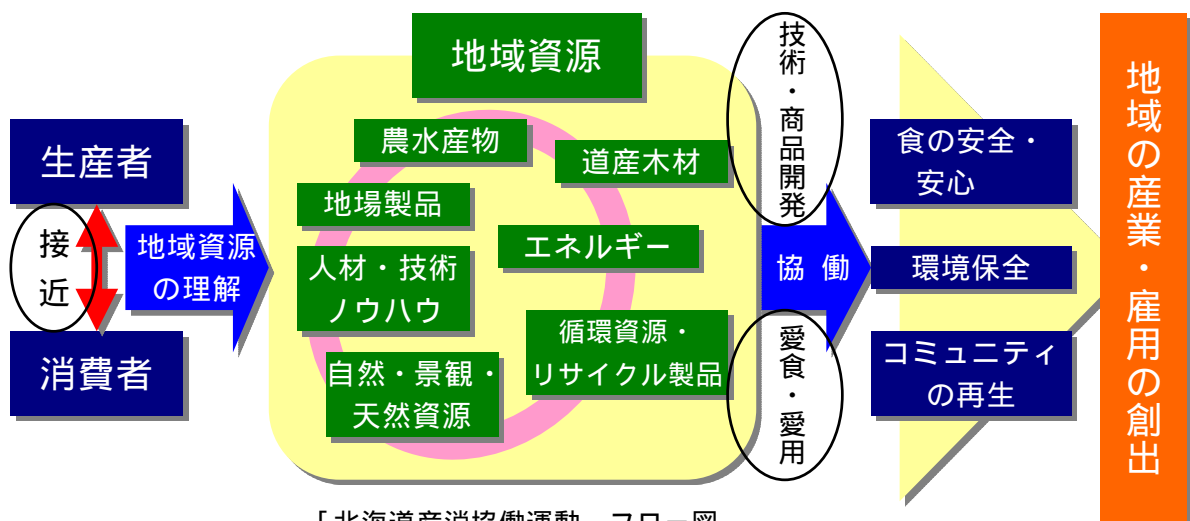
具体的施策

生産者は良いものをつくり、消費者は作り手に信頼と協力(愛食・愛用)で応えます。北海道及び町内の資源を生かした「もの・サービス」をつくるために各々の業種を越えて人材・技術の連携を図り、共に創りあげる行動に努めます。

生産者、消費者が互いに顔の見える関係を築き、自らの力を高めあい、持続可能な地域社会及びより良い環境の形成に努めます。

消費者と生産者が連携して「弟子屈ブランド」を構築し、地域経済の活性化と雇用機会の拡大を図るためのシステムの創設を積極的に進めます。

フードマイレージ・キャンペーンの周知啓蒙及び参加機会の創出を図ります。



「北海道産消協働運動」フロー図

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

4. 豊かな心を育てる環境の形成

環境に関する情報の共有

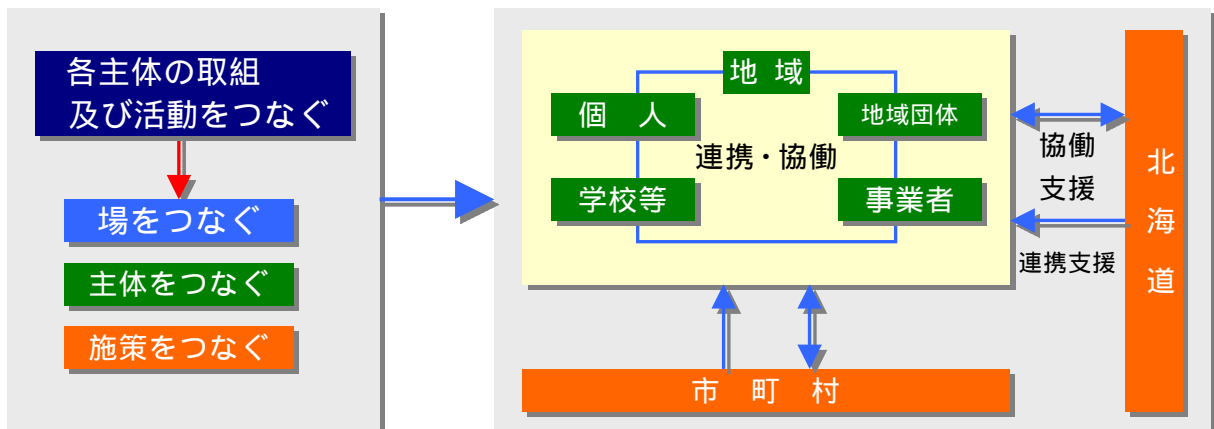
1. 情報システムの構築

本町では、情報の発信・提供については、現在のところ町広報紙、弟子屈町史等で紹介しているほか、町内外の様々な機関が個別にホームページや印刷物等で紹介しているのが現状です。今後、町民・団体・事業者・町が連携を図り、その輪が広がるような環境づくりを推進するためには、関心の喚起 理解の深化 参加する態度や問題解決能力の育成を通して具体的な行動を促進することが必要であり、そのためには環境に関するあらゆる情報を一元化し、誰もがいつでも知識や機会を得ることが可能な体制を整備することが必要です。

具体的施策

町広報紙・ホームページを利用して環境に関する様々な情報を提供及び受信します。同じ情報を共有するために、環境に関する情報のネットワークを形成し、誰もがいつでも必要な情報を取り出せるシステムの構築を進めます。事業者に対し、環境保全及び省エネルギーに関連する技術的分野の情報を提供します。学校、事業所、団体等における取組等を紹介し、環境保全に関する活動の拡大に努めます。

北海道環境教育基本方針のポイント



自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

環境教育・学習の機会の提供

1. 出前講座・環境関連イベントの開催

情報の共有のためのシステムの構築は、いつでも誰もが必要な情報を収集・習得するための施策ですが、必要とする情報の内容、量そして必要な「とき」については個々で異なる場合がほとんどです。言い換えると、情報を必要とする個々が、提供されている情報の中の必要な部分を容易に収集・習得できるという便宜性・持続性の高い「仕組み」を共有することとなります。

一方、イベント等については、日程、場所、経費、スタッフの確保等事前の計画、調整のほか参加者側にもルール等の制約が付される場合も多く、容易性・便宜性、さらには持続性には欠けると言えます。しかし、情報の発信者・受信者を問わず、参加者すべてが「同じ情報」を「同じとき」に「同じ場所」で共有することが可能であり、さらには他分野のイベント等と協働することによる相乗効果も期待できます。

今後は、従来より実施している、出前講座、摩周湖クリーンウォーク、環境整備事業（クリーンタッチ等）、自然の番人宣言、シーニックバイウェイ北海道などの事業の充実を図るとともに環境フォーラム、講演会等、情報を共有できる機会を積極的に創出し、環境保全・環境形成に対する関心の喚起に努めます。

具体的施策

町民環境フォーラムや講演会等を積極的に開催し、環境に対する意識の高揚、知識の習得及び普及啓発を進めます。

自治会、事業所、PTA等の諸活動の場を活用して環境学習の機会を拡大します。学校行事、地域や事業所の行事の中に環境学習を積極的に導入し、その内容等をまち全体に広く公開します。

公共施設、演習林、耕作地等を活用して環境に関する体験学習の機会を拡大します。



クリーンタッチの開会式風景



小学・中学・高校生の協働風景

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

2. 環境学習プログラムの開発

環境問題は、町民ひとり一人が被害者であると同時に加害者にもなり得ることを認識し、現在の社会経済システムやライフスタイルの見直しを進めていかなければ、環境負荷を与え続け、自然の回復力を超え、環境は悪化し、多くの生物が絶滅の危機に瀕し、私たち人類の生存も脅かされると言われています。こうした問題を解決していくためには、私達ひとり一人が理解し、取組方法を考え、解決する能力を身に付けることが必要です。そのためには、個人、学校、事業所、団体等の主体別、さらには幼児期、児童生徒期、青年成人期、高齢期等の年代別に応じた一貫性と多様性を兼ね備えたプログラムを作成し、活用することが非常に効果的と考えられます。

また、弟子屈町には、身近なところに豊かで多様な自然、環境に関連した施設、機関等が存在し、環境学習を推進するための立地環境は整っています。

今後は、学校、地域、事業所、専門機関、町が連携を図り、恵まれた立地環境を十分に生かすことのできる環境学習プログラムの開発を推進します。

具体的施策

学校、事業所、有識者、団体等が一体となって環境教育・学習を推進するために「環境教育学習推進組織」の結成及び総合的なプログラム及び行動計画の策定に努めます。ISO、EA21を参考にして、弟子屈町版EMSとも言える取り組み易い環境マネジメントシステムを構築するなど、普及に努めます。

公的及び民間企業の補助支援制度を活用し、環境に関連したビジョンやプログラムの策定を進め行動に結び付けます。

町内に研究施設を有する学術機関や環境関連機関と連携を図り、付属施設及び人材等を活用し、専門性の高いプログラムの開発に努めます。

弟子屈町の地域特性に即した環境家計簿を作成し、その普及に努めます。

環境教育に関する主要な会議等

1972年	ストックホルム会議の開催	ストックホルム人間環境宣言
	ローマクラブが「成長の限界」を発表	
	【ローマクラブ：科学者、経済学者、教育者などで構成された民間組織】	
1975年	国際環境教育会議の開催	ベオグラード憲章
1977年	環境教育政府間会議の開催	トビリシ勧告
1992年	環境と開発に関する国連会議（地球サミット）の開催	リオ宣言
1997年	環境と社会に関する国際会議の開催	テサロニキ宣言
2002年	国連総会 2005年からの10年間を「国連持続可能な開発のための教育の10年」とすることを決議	

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

学校教育との連携

1. 学校教育における環境教育の推進

文部科学省における環境配慮の方針の対象とされる6つの環境保全等に係る施策等の中で「学校教育における環境教育の推進」と「社会教育における環境教育の推進」が施策目標として掲げられています。このうち「学校教育における環境教育の推進」では、「児童生徒が環境についての正しい理解を深め、責任を持って環境を守るための行動がとれるようにするため学校における環境教育の一層の充実を図る。」ことを基本目標としています。

同じく文部科学省が推進している環境教育グリーンプランでは、「環境教育推進のための教材開発」「環境教育実践普及事業」「環境教育に関する総合的な情報提供体制の整備」「環境教育・環境学習指導者養成基礎講座」を推進する事業の柱としています。

また、北海道環境教育基本方針の環境教育の進め方の中で、「学校等に期待される役割」として、各学校で環境教育に関する全体的な計画を作成し、総合的に推進することが、「児童・生徒期における必要な環境教育及び期待される効果」として、自然体験や社会体験を通じた環境教育を行い、積極的に行動する態度を養うことがそれぞれ示されています。

本町においても、これらの国や北海道の方針等を踏まえ、たうえで地域特性、自然資源、人的資源等を積極的に活用するとともに各学校に応じた特色ある環境教育・学習を進めることが重要です。

具体的施策

行政、有識者及び事業者を問わず環境学習の講師として育成し、学校等に派遣する講師育成・派遣制度を創設します。

幼児期から児童・生徒期までの年代別指導計画を作成するとともに、学校別に教科・道徳・特別活動・総合的な学習と関連付けた特色ある指導計画を作成します。

行政、大学、専門機関、事業者及び有識者等と連携し、児童・生徒による科学的な視点を踏まえた環境調査等の体験学習を実施します。

校舎の省エネルギー化等を目的として、学校版ISOまたは児童・生徒向け環境家計簿の導入を進めます。

研修及び講習会等を実施して環境教育を担当する教員の指導力向上に努めます。

環境教育に直接関わる教科だけでなく、他の教科においても環境に配慮した活動に努めます。

平成18年度に実施し、大きな成果を上げたクリーンタッチ事業を継続するとともに、さらに拡大、発展させ、実施する目的、目標、成果等について理解を深めるための事前・事後の学習を積極的に導入します。

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

2. 地域との連携

北海道環境教育基本方針の「本道の現状と課題」の項で、7つの必要な項目が整理されています。その中の「仕組みや場の充実が必要」の項で、学校においては環境教育に関する全体的な計画等を作成し、異なる学年、学校間の連携及び地域社会等との連携に配慮しながら、取組を進めることの必要性が示されています。

また、学校における環境教育学習の推進に必要な環境教育を担当する教員の養成を図る上でも地域の人材、施設等地域社会の支援が必要です。

地域において連携した取組が進められると、家庭で得た知識や家庭の中での取組を学校、職場、地域社会等で生かすことができ、さらに学校、職場、地域社会等で学んだ取組や実践した行動を日常生活に反映することができます。

今後においては、学校という場と地域という場をつなぎ、それぞれの行動・取組・情報をつなぎ、より効果的な環境教育の推進を図ります。

具体的施策

公民館、地域集会所等、地域の施設を活用し、環境教育の場や機会を積極的に創出します。

摩周湖クリーンウォーク等、町や地域が実施する環境保全に関わる事業に積極的に参画し、世代間交流及び地域間交流を深めます。

学校活動やPTA活動において、地域と協働できるメニューを開発・実践し、その内容や成果等を地域やまち全体に広く紹介します。

高齢者が有する自然や文化・歴史に対する豊富な知恵・経験を児童・生徒へ継承する機会を創出します。

環境教育を進めるための施策の考え方

場をつなぐ

それぞれの教育効果を、他の場での教育や活動につなげます。
地域の取組が全国に広がっていく「地域発」のアプローチ

主体をつなぐ

環境教育に関わる国民、民間団体、事業者、学校、行政等の様々な主体の特徴を活かし、連携、協働しながら教育を展開します。

施策をつなぐ

地域づくり、民間活動、事業者の社会貢献活動、国際協力等に関する施策と環境教育の施策をつなぎます。

環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律 / 環境省・文部科学省

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

5. 長・短期的目標のまとめ

弟子屈町環境基本条例第9条第2項第1号で、長期的目標と短期的目標を定めるものとされています。

基本的な考え方としては「第1章計画の概要、3. 計画の期間」(12頁)で示したように、身近な問題で比較的早期に実施及び着手すべき施策を短期的目標として、長期的及び恒久的な視点に立って取り組む問題を長期的目標として、それぞれ位置付けるものとしします。

1. 地球環境の保全

	長期的目標	短期的目標
地球環境保全 の推進	二酸化炭素排出量の削減目標達成及び地球温暖化防止対策に取り組めます。 オゾン層破壊防止対策として、フロンの使用抑制及び適正処理に努めます。	
3R 施策の 推進		ごみの分別及び資源リサイクルの徹底及びレジ袋の使用削減等を通して廃棄物の排出量抑制、再使用再利用を推進します。 自然の番人宣言事業、摩周湖クリーンウォーク等を実施し、ごみのポイ捨てや不法投棄防止に取り組めます。
資源・エネルギー の有効利用	新エネルギーの活用、施設・機器等の省エネルギー化により、地域特性に応じたエネルギー対策を推進します。	弟子屈町の地域資源である温泉熱の有効利用をさらに推進します。

弟子屈町環境基本計画

2. 自然環境の保全

	長期的目標	短期的目標
森林・水資源の 保全と創造	適正及び合理的な森林施業を推進し、林業従事者の確保に努めます。湖、河川及びその周辺の環境調査を実施し、水環境の保全を推進します。	火災防止に努めるとともに、地域資源として体験学習や地材地消等を推進し、地域の活性化を図ります。
観光資源の 保全と適正利活用	町全体を貴重な観光資源として認識し、摩周湖、屈斜路湖、硫黄山の環境保全については個別の施策を推進します。摩周湖への代替交通体系について様々な調査・検討をします。	エコウォーク、フットパス等に積極的に取り組み、エコツーリズムの基本体系を構築します。
野生生物の 生態系の 保全と管理	外来種の把握及び希少種の保護に努めます。	猟友会と連携を図り、適正な有害鳥獣の捕獲等による個体管理を行います。

弟子屈町環境基本計画

3. 生活環境の保全

長期的目標

短期的目標

大気・水・土壌等の
保全及び公害対策

水道水源の保全に努めるとともに生活排水処理基本計画を策定し、生活廃水対策を推進します。不法投棄防止、土壌汚染防止及び食糧の安全確保に努めます。

低公害車の導入及びエコドライブ等により排出ガスの低減を図るとともに情報収集等に努めます。公害防止に関する普及啓発及び情報収集に努めます。

景観及び歴史・文化的
環境の保全と活用

景観に関する計画、事業等により地域特性に即した景観形成等に努めます。廃屋及び荒廃地の実態を把握し、適切な対応に努めます。文化財を適正に保存し、歴史的・文化的価値の普及啓発に努め、総合的な整備を推進します。

景観に関する意識の育成及び関係法令の周知啓蒙に努めます。

各家庭、事業所、公共地の植栽、整備を通してみどりを生かしたまち並みづくりを推進します。

環境に配慮した産業振興
及び地産地消の推進

環境に配慮した交通体系の整備、省エネルギー改修、廃棄物の適正処理等により、環境、健康、地域が連携した産業を振興します。

土づくりの推進や残留農薬基準の遵守と適正な施肥等により、安全で持続可能な生産を推進します。適正な森林施業及び機能的な整備を推進します。産消協働運動を推進し地域経済の活性化、雇用機会の拡大及び環境形成を図ります。

弟子屈町環境基本計画

4. 環境教育の推進

長期的目標

短期的目標

環境に関する
情報の共有

多様な媒体を利用し、環境に関する情報を共有し、環境保全活動を推進するシステムを構築します。

環境教育・学習
の機会の提供

各主体、施設等を活用して環境教育及び学習の機会を積極的に創出します。
本町の地域特性に即した環境家計簿等を活用し、日常生活から環境保全に配慮した行動に努めます。

学校教育
との連携

学校に派遣する講師育成・派遣制度を創設します。
学校での学習と関連付けた指導計画を作成するとともに関係機関と連携した体験学習を実施します。

環境整備事業の実施、摩周湖クリーンウォークへの参加等を通して地域との連携を図ります。

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

第5章 役割と行動指針

1. 各主体に期待される役割

弟子屈町環境基本条例の基本理念等を実現していくためには、町民、住民団体、事業者、町がそれぞれの責務のもとに適正な協働体制を構築し、各主体が自発的な取組や行動を推進して、環境への負荷の低減を図るとともに、良好な環境の保全、快適でおいしい環境の維持、創造に努め、次世代に継承しなければなりません。ここでは、各主体が果たすべき及び各主体に求められる行動指針を示した中で、より良い環境を保全するための持続可能な役割と行動を具体的に掲げます。

町民及び住民団体の行動指針

弟子屈町環境基本条例では、町民と住民団体とを別の主体として示していますが、住民団体はその目的、活動内容、規模、運営形態等こそ異なるものの、町民の集合体として地域社会の向上を図り、円滑な町政を推進するパートナーとして共通の役割を有する主体であることから具体的な役割については同一的なものとして示しました。

しかし、二つの主体の明確な違いは、(1)町民は、ひとり一人が以下に掲げる各々の役割を果たすために行動する、(2)住民団体は、その行動を支援、集約することを通して組織としての役割を果たすために、他の団体、主体と協働で行動するものと考えます。

1. 環境保全のための役割

二酸化炭素等の温室効果ガス削減及び省エネルギー対策として水、電気、化石燃料の消費削減に取り組むとともにバイオ燃料や太陽光等の新エネルギー分野に対する関心を高め、積極的な導入を図ります。

家庭ごみの減量及び資源リサイクルを徹底するとともにマイバックやエコ製品を使用するなど、廃棄物の3R政策を日常生活や団体活動の中で実践します。

ごみのポイ捨て、不法投棄は犯罪であることを強く認識し、自然の番人にふさわしい行動を取ります。

2. 自然環境保全のための役割

雄大で多様な大自然に触れ合い、親しむ機会を積極的に創出するとともに環境や生態系を保全する意識を持ち、そのためのルールやマナーを守ります。

特に(1)世界的な地球環境の監視地点となっている摩周湖、(2)国の天然記念物のミンミンゼミ等希少な野生生物が生息する屈斜路湖、(3)イソツツジ、ハイマツ等貴重な植生景観が広がる硫黄山の環境保全に対する意識を持った行動をするるとともに関連する施策や事業に積極的に参画します。

環境にやさしいスローライフに寄与するエコツーリズム・エコウォーク・フットパスに関心を持ち、ツアー及びガイド養成の機会に積極的に参加します。

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

3. 生活環境保全のための役割

大気環境保全のために低公害車の導入、不要なアイドリングの抑制、徒歩、自転車、公共交通の利用に努め、公共下水道供給区域外では合併浄化槽の導入に努めるとともに廃油や有害・汚染物質を適正に処理するなど、水環境の保全と土壌汚染防止に努めます。より良い景観形成のために、(1)近隣住民と協力して家の周囲に花や樹木を植栽し、みどりを生かしたまち並みづくりに家庭や地域から取り組む、(2)建物等を造るときは、周囲の景観や自然との調和に配慮する、(3)廃屋、不要看板等は所有者又は使用者の責任により解体・撤去をするなど、周囲への安全や景観に配慮します。

犬、猫等のペットは愛情を持って飼育するとともに関係法令を遵守し、周辺環境や人・家畜に影響を与えないように責任を持って管理します。また徘徊している犬、猫及びキツネ等の野生動物に餌を与えません。

植樹祭、クリーンウォーク、地域一斉清掃等、環境保全事業に積極的に参加します。生活者・消費者の立場から北海道産、地元産に対する愛着と信頼をもち、その購入・消費を通して「もの」「サービス」「人材」の育成に寄与します。

4. 環境教育の推進のための役割

様々な環境学習、体験活動に積極的に参加し、又、環境に関する情報、知識を自発的に習得するなど、環境に触れ合い意識する機会を創出します。

環境、文化及び歴史等に関する知識や技術を児童、生徒、青少年に継承します。



地域貢献活動（弟子屈高等学校）



平成 19 年度弟子屈町植樹祭
（弟子屈小学校）

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

弟子屈町環境基本計画

事業者の行動指針

町の振興や住民生活の豊かさを産業や経済の観点から支えているのは事業者であり、同時に事業活動や事業従事者の取組が環境に及ぼす負荷は大きく、又、造り出される製品や提供されるサービスは地域社会に大きな影響を与えることから、環境保全に対する事業者の責任は大きく、重要なものと言えます。

国は、循環型社会形成推進基本法で事業者の「拡大生産者責任（EPR）」を掲げており、生産者・事業者は、その生産した製品の製造や流通の時だけでなく、設計の段階から工夫をすることが求められ、更に製品が使用され、廃棄された後においても適正な処理やリサイクルされる段階まで一定の責任を負うものとされています。

1. 地球環境保全のための役割

エコカーの導入及びエコドライブを実践するなど、地球温暖化防止に配慮した事業活動に努めます。

計画の段階から、ごみを出来るだけ排出しない事業活動に努め、止むを得ず排出するごみは家庭ごみと同様に分別及び資源リサイクルを徹底するなど、適正に処理します。

自然の番人宣言の趣旨・目的に即した事業活動をすることにより、不法投棄の撲滅に協力します。

2. 自然環境保全のための役割

森林、湖沼、河川、野生生物及び文化遺産等に配慮した事業・生産活動に努めます。

3. 生活環境保全のための役割

公害関係及び各産業・事業分野の法令や制度を厳守し、町民の健康や生活に配慮した事業活動、生産活動に努めます。

植樹・植栽等周辺環境や景観に配慮した施設整備・配置に努めます。

北海道及び地元の資源を生かした「もの」「サービス」づくりを通して経済の活性化を図るとともに、人材の育成と技術の向上に力を注ぎ、雇用機会の拡大に努めます。

4. 環境教育推進のための役割

事業者は、従事者に対して環境保全に対する教育及び指導を徹底します。環境保全及び省エネルギー・新エネルギー分野の情報収集に努め、可能な技術・設備等から導入します。町、地域、住民団体及び学校等が実施する環境保全活動に積極的に協力し、貢献します。



地域貢献活動（町内建設業者）

自然の恵みとにぎわいを未来につなぐまち

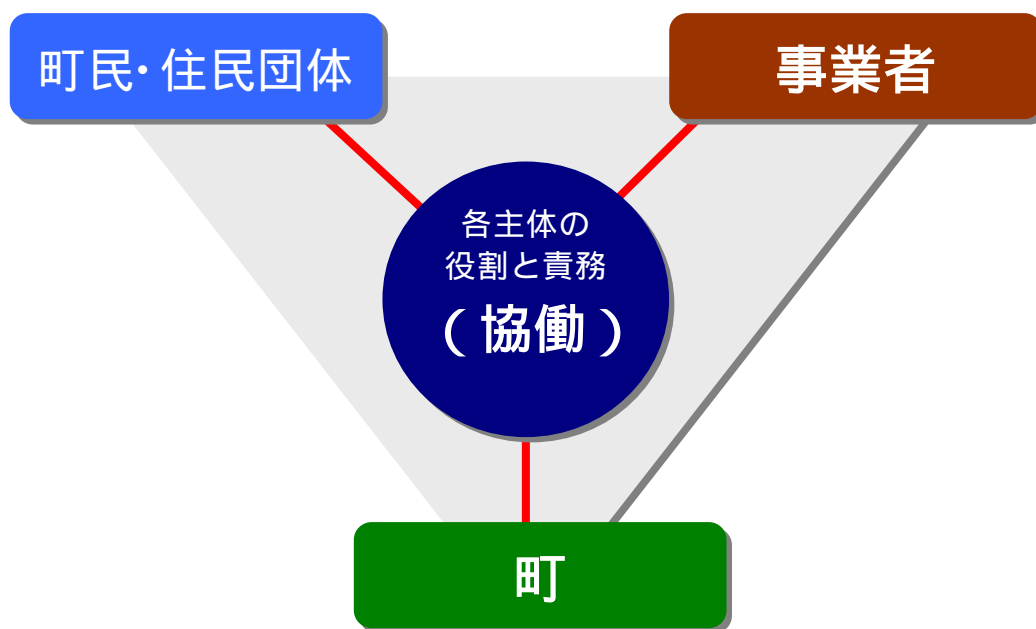
弟子屈町環境基本計画

町の行動指針

環境保全のための具体的な役割は、町民、住民団体、事業者、町がそれぞれの立場から取り組み、行動しなければならないものですが、その全てに共通性と関連性を兼ね備えていることから各主体が協働で取り組み、行動することが重要です。

その中で、町としての役割は、職員個人については「町民・住民団体としての役割」、弟子屈町役場という事業者については「事業者としての役割」とそれぞれ同一と言えることから各環境分野における具体的な役割については記述を省略するものとし、ここでは、行政としての役割を示します。

行政としての役割は、町民・住民団体、事業者の各主体で、地球環境・自然環境・生活環境・環境教育の推進の4つの環境分野別に掲げた具体的な役割について、(1)環境保全のための行動について自ら率先して取り組む、(2)各主体の行動及び取組を支援するとともに総合調整を行う、(3)各主体と協働で、環境保全に関する計画及び施策等を策定し、具体的な事務・事業活動に反映して実行する、この3つに集約されると言えます。



各主体の関係図